

平成19年9月28日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	森 田	利 明
局 長 補 佐	澤 野	政 信
管 理 係 長	江 口	隆 史

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
副	市長	出	村	素	明
総	務部長	唐	島		稔
市	民部長	北	村	建	治
産	業部長	山	本	克	樹
建	設環境部長	坂	本	博	昭
会	計管理者兼会計課長	北	村	和	博
企	画課長	竹	下		勇
総	務課長	北	御門	敏	則
財	政課長	打	上	俊	雄
市	民課長兼選挙管理委員会事務局長	中	村	和	典
税	務課長	武	藤	竹	美
福	祉事務所長	迎		和	泉
保	険健康課長	岩	田	輝	寛
農	林水産課長	平	石	和	弘
商	工観光課長補佐	有	森	滋	樹
都	市建設課長	田	中	敏	男
環	境下水道課長	亀	井	初	男
ま	ちなみ活性課長	松	浦		勉
水	道課長	藤	家	敏	昭
教	育委員長	藤	家	恒	善
教	育長	小	野原	利	幸
教	育次長兼庶務課長	藤	田	洋	一郎
生	涯学習課長兼中央公民館長	中	川		宏
同	和对策課長兼生涯学習課参事	関		正	和
農	業委員会事務局長	山	田	次	郎
監	査委員	植	松	治	彦

---

平成19年9月28日（金）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 議案第72号 鹿島市教育委員会委員の任命について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第73号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第55号 平成18年度鹿島市水道事業会計決算認定について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第65号 鹿島市税条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第66号 平成18年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第67号 平成18年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第68号 平成18年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第69号 平成18年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第70号 平成18年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第71号 平成18年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について  
（大綱質疑、決算審査特別委員会付託）
- 日程第7 閉会中継続審査申出（請願第1号 鹿島市内に病後児保育を確立する請願）
- 日程第8 意見書第4号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書（案）
- 日程第9 意見書第5号 JR長崎本線存続期成会との協議再開を求める意見書（案）

---

午前10時41分 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。森田事務局長。

○議会事務局長（森田利明君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案2件の追加提出がありました。議案番号、議案名は、お手元に配付い

たしております議案書（その3）の目次に記載のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

##### ○議長（橋爪 敏君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。

議案第72号及び議案第73号の2議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

##### ○市長（桑原允彦君）

皆さんおはようございます。本定例会に提案いたしました議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日、追加提案いたします議案は、人事案件2件でございます。

まず、議案第72号 鹿島市教育委員会委員の任命について申し上げます。

現委員、重富峻氏の任期が平成19年9月30日をもって満了することに伴い、後任者として北村たまき氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、議案第73号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任について申し上げます。

現委員、田島治雄氏の任期が平成19年9月27日をもって満了したことに伴い、後任者として堀政海氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

##### ○議長（橋爪 敏君）

お諮りします。議案第72号及び議案第73号の2議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第72号及び議案第73号の2議案は委員会付託を省略することに決しました。

#### 日程第2 議案第72号

##### ○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第2．議案第72号 鹿島市教育委員会委員の任命についての審議に入ります。

お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第72号 鹿島市教育委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第72号はこれに同意することに決しました。

### 日程第3 議案第73号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第3．議案第73号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任についての審議に入ります。

お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第73号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第73号はこれに同意することに決しました。

しばらくお待ちください。

ただいまから鹿島市教育委員会委員と鹿島市固定資産評価審査委員会委員の紹介があります。出村副市長、お願いいたします。

**○副市長（出村素明君）**

それでは、私のほうから、先ほど御同意いただきました委員の方の御紹介をさせていただきます。

奥のほうからでございますが、教育委員会委員に就任いただきます北村たまき様でございます。

次に、手前のほうでございますが、固定資産評価審査委員会委員に御就任いただきます堀政海様でございます。

それでは、北村たまきさんのほうから一言ずつごあいさつをお願いしたいと思います。

**○教育委員（北村たまき君）**

失礼いたします。おはようございます。

ただいま御紹介いただきました北村です。

教育委員の御承認ありがとうございます。保護者の立場から、微力でありますけれども、頑張りますので、よろしくをお願いいたします。（拍手）

**○副市長（出村素明君）**

堀さんお願いします。

**○固定資産評価審査委員（堀 政海君）**

おはようございます。税金を払うのが大好きな司法書士の堀でございます。

事務所はここから歩いて1分25秒のところがございます、自宅は北鹿島の古城でございます。

平成15年に私がこの審査申し出を元ヴィータの地権者の方から依頼を受けましてしまったけれども、残念ながら、自分たちの思いが通らずに苦い思い出がございますが、まさか私がこの審査委員になるとは思ってもみませんでした。

ほかの2名の委員さんの御指導を受けながら頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）

**○副市長（出村素明君）**

どうもありがとうございます。

以上をもちまして、紹介を終わらせていただきます。

**○議長（橋爪 敏君）**

しばらくお待ちください。

**日程第4 議案第55号**

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第4、議案第55号 平成18年度鹿島市水道事業会計決算認定についての審議に入ります。

去る9月14日の本会議において決算審査特別委員会を設置し、これに付託されました議案第55号 平成18年度鹿島市水道事業会計決算認定について、決算審査特別委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

---

平成19年9月20日

鹿島市議会議長 橋 爪 敏 様

決算審査特別委員会  
委員長 中西 裕 司

決算審査特別委員会審査報告書

平成19年9月14日の本会議において付託されました、議案第55号「平成18年度鹿島市水道事業会計決算認定について」は、9月19日に現地調査を行い、20日に委員会を開き、審査の結果、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

---

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長中西裕司君。

○決算審査特別委員長（中西裕司君）

それでは、決算審査特別委員長の報告を申し上げます。

去る9月14日の本会議において、本委員会に付託されました議案第55号 平成15年度(303ページで訂正)鹿島市水道事業会計決算認定については、9月19日を日程第1として、第6次拡張事業の概要説明並びに西牟田水源池代替事業について説明を受け、現地視察を行いました。9月20日は日程第2として、決算審査の概要報告、議案第55号の決算認定についての質疑、討論、採決を行いました。

慎重に審査を行いましたので、その経過について報告します。

まず、植松監査委員により、決算審査の意見書に基づき監査報告があり、審査の方法、結果について、事業の概要について、給配水状況並びに建設改良事業の状況等、また、予算及び決算状況、財政状況等の説明がありました。

結びとして、

1. 収益的収支については、現年度分水道料金の収納率が97.08%で、前年度を0.84ポイント下回っている。また、過年度分と合わせた収納率についても96.51%で、これは前年度比0.9ポイント減少した決算状況となっている。

収益の根源である料金収入については、今後も大口需要者の地下水利用への変更や節

水型施設への移行などにより、水需要の伸びはさらに厳しくなることも予想される。しかしながら、健全なる企業活動を継続するための最大要素である料金の収納率については、これまで以上に収入強化を図り、料金滞納が発生しないよう万全を期す努力をしていただくことを希望する。

2. 資本的収支においては、国道改良工事及び公共下水道事業（納富分）に伴う配水管の布設替工事と第6次拡張事業等が引き続き実施されている。また、西牟田代替施設整備事業として遠隔監視システム電気計装設備工事等も行われている。しかしながら、これらの投資財源は企業債への依存が大きく、今後、企業債償還金、あるいは施設整備に伴う減価償却費等、義務的経費の負担増は避けられないものである。このため事業推進に当たっては、これらのことを踏まえ水道事業の健全でかつ計画的な運営が必要と考える。

今後の水道事業経営に当たっては、引き続き安全で、かつ安価な良質の水の供給業務の推進と利用者へのサービス向上に努めるとともに、関係法令を遵守されるよう要望するとの報告がありました。

次に、委員会審査の経過について、質疑の主なものについて、以下概要を申し上げます。

質問 供給単価と給水原価について差益が生じる場合、市民にどのように還元できているのか。できるだけ還元をしてほしい。

答弁 減債基金に積み立てること等を考えている。

質問 企業債について、償還計画をどのように考えているか。

答弁 公営企業金融公庫については7%以上、割引率を14年度に借りかえて現在2.1%まで置いている。繰り上げ償還制度もあるので、利用できるよう計画をしている。

質問 大口利用者への優遇策はないのか。料金設定で便宜を図れないか。

答弁 料金の設定はなかなか難しい。

質問 地下水を利用者の中で不公平感があるのではないか。特に企業がボーリングしている件については、水道料金との兼ね合いで審議すべきである。

答弁 鹿島市は規制区域内に入っていない。

質問 第6次拡張事業は見直しの期限があるのではないか。

答弁 ダム事業に絡んだ六角事業はとめることができないが、毎年毎年の延長ということになる。

質問 大木庭浄水場予定地の有効利用について。

答弁 現在、大木庭地区に維持管理を委託している。

質問 簡易水道利用組合等に対して、どのような働きかけをしているのか。

答弁 加入については自主判断としている。互いに連絡はとり合い、情報交換はしている。

質問 入札方法について、抽選型という入札の方法は現在どう取り組んでおるのか。



答弁 18年度については抽選型入札の方法をとり、19年度より見直しを行い、現在廃止をしている。

以上、委員会に付託されました議案第55号 平成15年度鹿島市水道事業会計決算認定については、質疑終了後、討論、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定することに決せられました。

以上をもちまして、決算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ただいまの委員長報告に対し質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第55号 平成18年度鹿島市水道事業会計決算認定について、委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第55号は提案のとおり認定されました。

11番中西裕司君。

○決算審査特別委員長（中西裕司君）

済みません、訂正をお願いいたします。

私が「平成15年度」の決算認定というふうに申しましたが、「平成18年度」でございますので、訂正を申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

しばらくお待ちください。

#### 日程第5 議案第65号

○議長（橋爪 敏君）

日程第5. 議案第65号 鹿島市税条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

議案第65号 鹿島市税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の2ページをお願いいたします。

今回の改正は、法人税法の改正で新たに法人及び個人が法人課税信託の引き受けを行うときは、法人税を納める義務を負うということになりましたので、住民税におきましても、人格のない社団及び個人が法人課税信託の引き受けを行う場合は、法人市民税の法人税割を課するということになりましたので、税条例の一部改正をお願いするものでございます。

それでは、別紙資料により説明をさせていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。

第23条（市民税の納税義務者等）の節の後段に、「第5号の者に対しては法人税割額によって」を加えております。

次に、(5)号として、「法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの」を追加いたしております。

同条第2項中、「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を加え、以下、条文の整備をいたしております。

次に、資料2ページをお願いいたします。

最上段でございますが、31条の表第1号中、引用しております法人税法の括弧書きを削るものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

附則第17条の2第3項、これは引用条文が削除されたことによる改正であります。

次に、施行日でございますが、この条例は、平成19年9月30日から施行することにいたしております。

ただし、附則第17条の2第3項の規定は、平成20年4月1日から施行することにいたしております。

以上、説明を終わりますが、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

何点か質問したいと思いますが、まず、ただいま出されました件で、法人課税信託に関する問題ですね。これで「法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの」ということで出ておりますが、鹿島市に關係の事業所、また個人ですが、幾つぐらいあるんですか。

○議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

お答えいたします。

課税対象者は今回の改正でどれくらいあるかというふうな形で、これは税務署ともちよつと打ち合わせをしたわけですけど、今のところ、当税務署管内に対象になるような形のことは聞いていないという形で、今のところは対象はありません。ただ、これは申告があれば当然課税ということになりますので、これから申告が出ればわかりませんが、今のところはそういう状況を聞いております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

私もよくはわからないんですが、信託をされた事業に課税をされるということ、今ないということですがね、基本的な問題だと思いますので、信託事業には課税がされるということになるわけでしょう、これから。今までは信託事業には課税はなかったと思いますが、それが課税されるということになると思いますが、その辺どうですかね。

○議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

お答えいたします。

今回、改正されておりますのは自己信託ということで、従来、信託というのは委託者があって、受託者があって、受益者があるわけですね。それで、委託者と受託者は別でなければいけないというのが今までの信託法やったんですね。これが今回から委託者と受託者が同じだという形になります。したがって、そういう場合は法人税を課税します。ただ、従前の形の場合は、受益者という、今回も受益者はあるんですけど、委託者、受託者、受益者ということがありますので、受益者課税という形で、直接受益者個人に課税をされておりましたので、法人税の中では出てこなかったということでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

私はこれをもう少し早く出してもらって、もう少し詳しく内容の審議をすべきだったんじゃないかと。今のところないということですが、例えば、今度の法が変わったことによって、新しい形の信託制度というのが私はできてきていると思うんですよね。実は、これは私、今回9月30日からということで、最近国で決まったかと思って一生懸命見ましたら、去年の12月ですね、国の法律が決まったのがね。そういうことであるならば、やっぱりもう少し早目に出していただいて、内容の審議をね、恐らくこれからこういう形になりますと、今のところではないけど、出てくるんじゃないかと思うんですよ。

例えば、障害者や高齢者などをお世話していくというような、そういう自己信託制度とい

うんですかね、福祉型のものが創設をされるというようなことがあるわけでしょう。現に今できているかどうか私は知識はありませんがね。そういうことになった場合に、これはただ単に法が、上が変わりましたからこうですよと言うだけではやっぱり済まされない問題があると思うんですよね。

それから、逆に今度は企業だとかなんだとか、大きなところが逆の形でこれを利用するというんですかね、そういうことになると、いろんな矛盾が出てくると思うんですよ。そういうことが私は非常に心配されるわけですが、私の考えは、理解は間違っていますでしょうかね。

○議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

お答えいたします。

去年の12月に改正されたということなんですけど、それは当然そうです。ただ、施行日がこれは施行令にゆだねられておりましたので、1年半後に政令で決めて施行するというふうな形になっております。

したがって、施行日はそのときは決められていなかったということですね。それが今回9月30日に決められたということで、これが官報に載ったのが9月中だと思います。したがって、私たちもできるだけ情報を集めたいというふうに思っておるんですけど、どうしてもこれが9月になってからしかわからなかったということで、今回お願いをしておるということでございます。

ただ、今言われるように、これからいろんな形で利用される分があるんじゃないかなというふうに思いますので、それは適切に指導なり、相談なりしていきたいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

いろいろ私もまだ今から勉強もせんといかんとおもいますが、今後どうかというのが非常にはっきりしていない面がたくさんあると思うんですよね。そういうことで、法人税制というんですかね、その空洞化を招くようなおそれもあるんじゃないかなというふうな、そういう心配もするわけですが、これからの動きを私も見ていきたいと思いますが、ちょっとこれはそうでございますかとは言えない感じがします。

もう1つ、市長の説明だけ聞きよったら、法人税の信託の問題でということでしたが、もういっちょ下にまた大きな問題があったわけですね。結局、証券取引法の問題ですね。これもここだけを見ておりますと、有価証券先物取引を金融商品取引法に名前が変わるというこ

とで、これだけだったらあたかも名前だけが変わるといような理解をしますから、今までと変わりなかにゃなかかということになると思いますが、肝心の内容、どうしてそういうふうになったのかという、そのところをまずお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

お答えいたします。

今回改正されたのが信託法と信託事業法ですね、この両方が今言われたように改正されたわけですね。特に今回、法人税法の改正につきましては、信託法という部分のほうが私のほうで直接関係ある分だと。あとは取引関係の問題でございますので、できたみなし法人が運用されるということでございます。

ただ、どうしてそうなったかといいますと、これははっきりどれがという形ではないんですけど、改正の主な形としましては、まず信託法が85年全然改正されなかったと。これはもう今の社会情勢、経済情勢から考えまして、とても時代に合った形じゃないというふうな言われ方もされております。

それから、個人投資家が従来手の届かなかった部分が、これが金融商品サービス等がかなりでき上がってきて簡単に利用できるようになったと。それから、個人投資運用分野では利便性がかなり向上して、個人の選択肢が大幅に広がってきたということがあります。それから、従来、貯蓄中心型の投資ということを考えられておったわけですけど、これが株、それから投資信託、こういう形の部分にかなり利用割合が占めるようになってきたということで、どうしても今言ったように個人がかなりこういう株、投資をやりやすくなったということで、こういう法人信託法の改正で法人というみなし方をされるのではないかなというふうに考えております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今いろいろ御説明いただきましたが、村上ファンドのようないろんな大きな問題があったわけで、そういうのが発してきたんじゃないかと思いますが、そういう規制強化策というのが盛り込まれていますね。ただ、もう少し私もいろいろ調べてみたいと思いますが、ただ見てもみますと、今非常にいろんな形で国民が被害を受けている、例えば商品先物取引ですとか、投資商品、預金、保険、融資ですか、こういう金融商品投資者保護の、そういう投資者のほうの保護の対象、そういうのの保護を対象から外しているというですかね、肝心なところが外れているというような、私はそういうふうに理解していますが、だから、その辺をもっと強化して、これは罰則規定などがありますが、そういう罰則規定を強化せんといかんところ

が抜けているんじゃないかなというような気がしますし、それから、特に外国為替というですかね、そういうものが強引に勧誘されて、そういうのに対する問題についてはちょっと触れられていないということで、一番今大きな問題になっている部分については、今回の改正案というのが手が届いていないんじゃないかという気がします。

答弁は要りませんが、そういう立場で、先ほど信託の問題も言いましたが、どっちにしても、本当に今のいろんな問題を解決するというようなもんじゃないと、さらに大きな問題が出てくるというような今回の改正でありますので、私は討論はしませんが、これは反対をしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

自己信託ということで、かなり個人の責任という部分が重きをなしてくるという部分はあります。これはもうまさしく自分が自己責任の上において投資という形。したがって、ハイリスク・ハイリターン、ローリスク・ローリターン、定期預金、そういうやつを常に個人の方が最善の注意をされて、いろんな経済活動をしていただければというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

みんなやっぱりそれぞれされていると思うんですがね、相手方というのはその専門家ですからね。私たちもテレビなんか見るたびに、「何でこがんとにひっかからんばらんとやろうか」とか思うのがいっぱいありますよ。だから、自己管理をちゃんとせろよと言われても、やっぱりプロがもういっちょプロになっていくわけですからね、そういうところがありますから、やっぱり受けられるほうの立場も、その辺はもう少しやっていく必要があるんじゃないかと私は思います。結構です。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第65号 鹿島市税条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第65号は提案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。

#### 日程第6 議案第66号～議案第71号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第6. 議案第66号 平成18年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第67号 平成18年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第68号 平成18年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第69号 平成18年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第70号 平成18年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第71号 平成18年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定についての6議案を一括して審議に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。北村会計管理者。

○会計管理者（北村和博君）

それでは、議案第66号から議案第71号までの平成18年度鹿島市一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算の概要につきまして、別冊の平成18年度鹿島市歳入歳出決算書により御説明を申し上げます。

なお、各会計の決算の概要につきましては、決算書の附属書類であります主要成果報告書、あるいは監査委員から御提出いただいております決算審査意見書に、その主要成果、決算の分析について掲げてありまして、そしてまた、先日の提案理由説明の際に市長からも詳細に説明を申しておりますので、私のほうからはできるだけ重複を避けまして、歳入につきましては不納欠損額、収入未済額について、また、歳出におきましては不用額を中心に御説明をいたします。

また、本日、追加資料といたしまして、財政課が作成をしました主要な財政指標についてという冊子を決算の参考資料として配付をいたしておりますので、これもあわせましてごらんいただくようお願いをいたします。

このほかに、本日、皆様のお手元に指定管理者からの事業報告書概要を再度配付いたしております。まことにお手数をおかけいたしますが、先日、配付をいたしました報告書と差しかえをしていただきますようお願いを申し上げます。

それでは、まず一般会計の決算について御説明をいたします。

説明の都合上、ページが前後いたしますことをお許し願います。

平成18年度は市長の改選期でありましたので、当初予算を骨格予算として編成をいたしております。

それでは、早速でございますが、決算書の50ページをお開き願います。

50ページの最後の行となりますが、一般会計の歳入合計を申し上げます。当初予算額は10,026,253千円となっております。補正予算額は1,592,524千円、継続費及び繰越事業費繰越財源充当額が9,802千円で、最終的な予算現額は11,628,579千円となったものでございます。

これに対しまして、調定額は12,025,576,840円、収入済額は11,434,078,149円で、予算対比では98.3%、調定額に対します収入割合は95.1%となっております。また、不納欠損額は40,932,238円、収入未済額は550,566,453円となっております。

それでは、不納欠損額、収入未済額及びその件数について申し上げます。

恐れ入りますけど、21ページのほうにお戻りください。

まず、市税の収入状況を申し上げますが、1項1目の個人市民税で1節。現年課税分の未収額は15,352,552円で、件数は738件分でございます。同じく2節。滞納繰越分の不納欠損額は10,452,728円で319件分、未収額は63,126,482円で1,846件分となっております。

また、1項2目の法人市民税では、1節。現年課税分の不納欠損額はございませんが、未収額448,400円は7件分となっております。同じく2節。滞納繰越分の不納欠損額274,600円は4件分、未収額は29件分の1,761,500円となっております。

次に、2項1目の固定資産税でございますが、現年課税分の不納欠損額は3,810,300円で、件数では2件分、未収額は64,579,489円で、件数は703件分となっております。同じく滞納繰越分の不納欠損額は22,268,769円で284件分、未収額は155,057,254円の1,971件分でございます。

3項1目の軽自動車税で、これは22ページになりますが、現年課税分の未収額は2,431千円、件数では376件分、滞納繰越分の不納欠損額は766千円、件数は123件分でございます。未収額は5,111,500円で、件数は841件分となっております。

次に、25ページをお願いいたします。

25ページの11款。分担金及び負担金、1項3目の災害復旧費分担金、1節。農業用施設災害復旧費分担金の不納欠損額は137,048円、件数は1件分でございます。これは昭和60年の災害に係る分となっております。

次に、26ページをお願いいたします。

2項。負担金、1目。民生費負担金、3節。児童福祉費負担金の不納欠損額は682,500円で、件数では5件分、未収額は12,963,580円でございます。件数では143件分となっております。これは保育所運営費保護者負担金、いわゆる保育料に係る不納欠損額、未収金となっております。



次に、3目．農林水産業費負担金、1節．農業費負担金、これは過年度分の国営多良岳開拓建設事業受益者負担金でございますが、不納欠損額が4件分の2,540,293円、未収額が14件分の6,931,640円となっております。

27ページの12款．使用料及び手数料、1項1目1節．総務管理使用料の未収額257,220円は、公の施設使用に係る行政財産使用料の1件分となっております。

次に、28ページをお願いいたします。

5目．土木使用料、1節．道路橋りょう使用料の未収額が10件分の411千円でございます。また、同じく3節の住宅使用料の未収額が11,174,268円となっております、これは53件分でございます。

次に、46ページをお願いいたします。

19款．諸収入、5項．雑入、6目．雑入、4節の雑入において45,568円の未収額がございますが、これは先ほど申し上げました公の施設の使用に係る光熱水費の未収となっておりますのでございます。

以上、繰越事業に係る未収特定財源を除きまして、歳入の不納欠損額と未収額について御説明をいたしました。

次に、歳出について申し上げます。

決算書をお戻りいただきまして、6ページをお願いいたします。

6ページの最後の行となりますが、支出済額は11,183,736,748円で、執行率は96.2%、翌年度繰越額が244,874千円となっております、この繰越額の内訳は、6月議会におきまして報告がございましたが、能古見小学校大規模改造事業の142,800千円、蟻尾山公園整備事業の32,500千円、肥前浜宿町並み環境整備事業の31,502千円などの8事業に係る分となっております。不用額は199,968,252円となっております。

以上、6ページの右下のほうに記載しておりますように、歳入歳出差引残額250,341,401円から翌年度に繰り越すべき財源33,959千円を差し引いた実質収支額は216,382,401円となっております。

それでは、各費目の不用額について御説明を申し上げます。

まず、総務費から申し上げます。52ページをお開き願います。

1項．総務管理費では21,271,051円の不用額がございますが、これは補助事業などの事務費等の振りかえによるものや職員の人件費で時間外勤務手当など、また節減により不用となったものが主な理由となっております。

次に、69ページをお願いいたします。

3款．民生費の不用額は53,853,514円でございますが、これは障害者や高齢者、乳幼児や母子家庭などに対します扶助費や医療費助成、各種の委託料などの不用額というものでございます。

次に、83ページをお願いいたします。

4款. 衛生費の不用額7,232,381円でございますが、不用額の主な理由といたしましては、需用費の節減、職員手当の不用額、1項3目の老人保健費におけます老人保健特別会計への繰出金の不用額が主な理由というものでございます。

94ページをお願いいたします。

6款. 農林水産業費、1項. 農業費、5目. 園芸振興費の不用額25,197,045円の主な理由といたしましては、昨年発生いたしました台風13号による被害対策事業費補助金の確定に伴います不用額となっております。

103ページをお願いいたします。

7款. 商工費、1項. 商工費、2目. 商工業振興費の不用額3,670,994円につきましては、主に市営駅前駐車場舗装打ちかえ工事に係る分となっております。

次に、106ページをお願いいたします。

8款. 土木費の不用額17,594,538円でございますが、委託料、工事請負費の入札減によるもののほか、115ページの5項1目. 都市計画総務費の公共下水道事業特別会計繰出金の減額が主な理由となっております。

次に、122ページをお願いいたします。

10款. 教育費では19,645,527円の不用額を生じておりますが、小学校、中学校の管理費や生涯学習センターや地区公民館などの社会教育施設、市民体育館などの保健体育施設の管理費、修繕料、備品購入費、事務費、事務機器等のリース料などの落札減、入札減によるものでございます。

146ページをお願いいたします。

最後に、14款. 予備費でございますが、総務費等に2,037千円を充当いたしまして、予算残額22,759千円が不用額となっております。

なお、予備費の充用状況につきましては、監査委員から提出されております決算審査意見書の32ページ、別表3に記載のとおりとなっております。

以上の結果、一般会計の不用額は、147ページの最後の行になりますが、合計199,968,252円が不用額となっております。

次に、平成18年度鹿島市公共下水道事業特別会計について申し上げます。

恐れ入りますが、7ページをお開きください。

歳入では、予算現額1,449,323千円に対しまして、調定額は1,446,107,215円、収入済額は1,290,163,352円で、不納欠損額は55,179円、収入未済額は155,888,684円となっております。

150ページをお願いいたします。

収入未済額のうち、1款. 分担金及び負担金、1項の負担金、これは公共下水道事業の受益者負担金でございますが2,333,620円、件数では17件分が収入未済額となっております。

2 款の使用料及び手数料、1 項の使用料、これは公共下水道使用料でございますが、不納欠損処分といたしまして55,179円、件数では13件分が処分をされております。また、収入未済額は1,455,064円となっております、件数では100件分となっております。

なお、このほかに151ページ、152ページとなりますが、国庫支出金と起債にかかわります繰越事業に係る未収特定財源が152,100千円ございます。

8 ページにお戻り願います。

歳出では、支出済額1,281,863,352円、執行率は88.4%、翌年度繰越額が160,400千円、これは汚水幹線管渠築造工事、雨水ポンプ場電気設備工事、祐徳汚水幹線管渠築造工事など4事業を平成19年度に繰り越して使用するものでございます。不用額は7,059,648円となっております。

以上の結果、翌年度に繰り越すべき財源8,300千円を差し引いた実質収支額はゼロ円となりますが、これは一般会計からの繰り入れによりまして、公共下水道事業特別会計の実質収支をゼロとすものでございます。

次に、平成18年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計を御説明いたします。

なお、説明の都合上、歳出のほうから申し上げます。

10ページをお開きください。

支出済額は7,801,804円で、その大半が造成事業資金として借り入れた地方債の償還金でございます。

ちなみに、平成18年度末の未償還残高は6,799,890円となっております、これは平成20年度までに償還完了の予定となっております。

9 ページにお戻りいただきまして、歳入でございますが、収入済額は7,805,139円でございます。地方債の償還財源としての一般会計からの繰入金为主なものであります。その結果、実質収支額は3,335円となるものでございます。

続きまして、国民健康保険特別会計について御説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

歳入では、予算現額3,917,859千円、調定額3,947,673,037円に対しまして、収入済額は3,626,876,168円で、収入率は91.9%となっております。不納欠損額は49,485,279円、件数では337件分、また収入未済額は271,311,590円で、件数では3,047件分となっております。

14ページをお開きください。

歳出合計でございますが、予算現額3,917,859千円に対しまして、支出済額は3,863,740,788円で、執行率は98.6%、不用額は54,118,212円となっております。不用額の主なものとしたしましては、13ページの2 款の保険給付費のうち、1 項.療養諸費の一般被保険者に係る分でございます。

以上の結果、236,864,620円の歳入不足が生じておりまして、前年度に引き続きましての

赤字決算となっております。

次に、老人保健特別会計を申し上げます。

この会計につきましては、75歳以上の高齢者及び65歳以上で一定の障害を持っておられる方の医療費について、支払基金、国や県、市町村の4者で一定の負担割合を持って運営しているものでございます。

それでは、説明の都合上、歳出のほうから申し上げます。

16ページをお願いいたします。

予算現額3,793,378千円に対しまして、支出済額は3,763,041,355円で、執行率は99.2%、不用額は30,336,645円となっております、その大半が2款、医療諸費における医療給付費となっております。

これらの財源といたしましては、先ほど申し上げました負担割合に基づきまして、15ページになりますが、総額で3,732,939,018円を収入として受け入れまして、歳入歳出差し引き30,102,337円の赤字決算となっております。この赤字分につきましては、平成19年度におきまして支払基金及び国から追加負担をされることになっております。最終的には全額が補てんされるものでございます。

なお、給与管理特別会計の決算につきましては、この会計が給与事務の簡素化のために設けられたもので、一般会計、公共下水道、国民健康保険、老人保健会計との重複決算でございますので、説明は省略をさせていただきます。

また、決算書の192ページ以降の実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況報告書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、一般会計並びに各特別会計の決算につきましては、その概要を御説明いたしましたので、よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は午後1時より再開をいたします。

午前11時53分 休憩

午後1時 再開

○議長（橋爪 敏君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

議案第66号から議案第71号までの6議案を一括して質疑に入ります。

なお、質疑される場合は、一般会計、特別会計名を言ってから質疑に入ってください。

質疑ございませんか。12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

一般会計につきまして、1点だけ総括的に質疑を申し上げたいと思います。

決算特別委員に入っておりますので、詳細についてはその場に回したいと思いますが、今回の定例議会の市長の演告の中にも触れられておりましたけれども、2007年度の県内、これは全国ですけれども、実質公債費比率が非常に高くなってきているということで、本市は想定は今までされていなかったと思うんですけど、危険ラインの18%を超えて、新たな起債を起す場合には知事の許可を得なければならないという環境に変化をいたしております。今後予想される各種事業等を見た場合に、新たな起債を組まずに事業ができるものばかりではないというふうに想定をいたしておりますが、そういった点で、今後の行政運営にこうした18%の危険ラインに達した中において、今後の市の事業進捗についての支障が出てくるのか、来ないのか、どういうふうな見通しを持って今後財政運営をされているのか、その基本的な考え方について、この際、お尋ねをしておきたいと、このように思っております。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

それでは、実質公債費比率についてのお尋ねですので、御説明をいたします。本日お配りをしました主要な財政指標についてという資料の2ページ目をお開きください。

若干時間をいただきます。実質公債費比率ですけど、従来までは起債制限比率ということで、一般会計の中での指標でした。この実質公債費比率は昨年度の決算より導入をされた指標でございます。

この指標の大きな特徴というのは、一般会計ばかりでなく、例えば、鹿島市をめぐるいろいろな公共下水道事業とか、そういった特別会計、あるいは農業団体の補助金の中でも現実的には起債の償還に当たっているもの、そういったものを総合的に、分母に来ますのが標準財政規模という数字です。この標準財政規模という数字は、鹿島市が経常的に確保できる一般財源の通年のベースということですね。その中で、公債費に当たる償還額が何%を占めるかというのが、この実質公債費比率でございます。

この実質公債費比率が昨年できました背景には、北海道夕張市の財政破綻がございました。北海道夕張市は、見かけ上は一般会計は安定した財政運営に見えたわけですけど、実は周辺の特別会計とか、いろいろな事業への出資、補助金、貸付金、そのあたりが表にあらわれないところで負債が膨らみ、結果的に粉飾決算というような形で発表されていたわけなんですけど、昨年それがもう破綻をしたということですね。そういったことで、一般会計だけでなく、市政全体を把握するという連結型の指標ということで設置をされた指標でございます。

昨年は18%を切っておりました。昨年、鹿島市の場合は18%をオーバーすることはないということで御説明いたしました。ことし、指標の大きな見直しがございました。2ページ目をごらんください。実質公債費比率の計算方法をA、B、Cであらわしている部分がございます。

ます。そこで黒印をつけておりますB、準元利償還金ということで、この部分が昨年は実質的にはなかったということになります。ことし、この部分に、Bの内訳を①から④までつけていますね。この③の債務負担行為、ここに123,851千円が出てまいりました。この数字を新たに分子に加えるということになりました。分母は昨年ベースより変わりませんので、分母のほうが120,000千円程度膨らんだということになります。これが予想を反して、実質公債費比率に算入をされるということになりましたので、鹿島市の場合は本年度、その鹿島市の指標という上の欄に四角で囲っておりますが、18年度に限って言いますと、19.2というのが実質公債費比率でございます。指標は16、17、18年、3カ年の平均でございますので、その平均をとって18.6ということですね。この指標が平成19年度の鹿島市の実質公債費比率の指標ということになります。

昨年は16%台だったんですが、昨年分もさかのぼって計算をし直すということで、そういう方式になりましたので、17年度で18.0ということですね。数式上は上がっております。

何でここが見直されたかというのは、昨年度の場合は、この実質公債費比率を大急ぎで作成、総務省も数式を定めたという経緯があって、ここまでは把握をしていなかった部分もございまして、実質的に市町村の負担をあらわすには、圃場整備などの償還助成も実質的な指標に加えることになるということで見直しがございました。もし、この部分がなければ、鹿島市は今年度は17.7%ですね。18%を切るということになりました。

そういった背景がございまして、議員御指摘の今からの財政運営にどう影響していくかということなんですが、昨年、想定していなかった経費が新たに発生したわけではございませんので、財政運営そのものに、昨年来、お示ししております財政計画そのものには影響することは無いというふうに考えております。ただ、議員御指摘のように、今後起債を行う場合は佐賀県知事の許可を求める必要があり、公債費適正化計画というものを策定して、佐賀県知事へ提出し、それが認められて、おのおのの事業についてもヒアリングがございまして、その辺でヒアリングが一応ございまして、起債ができないという状況にはならないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

そういうふうな現状だろうというふうに思いますが、やはり従来から本市は財政基盤計画を策定して、その財政健全化に努めているというさなかではございますが、連結決算方式になったから、そういうふうになったということ。これはもういずれの市町村の環境も同じであって、県下で悪いほうから5番目にランクをしておるのは数値が物語っているという現実があるわけでありまして、なお、財政運営には引き締めるものは引き締める、しかし、

市民生活に直結した必要な部分はちゃんと施策として展開をしていかなければならないと、二律背反する状態を抱えつつ、今後の財政運営というものを強いられていくわけでございます。

そういった点から、ただいまる担当課長が説明をされました事情は、特に説明を受けなくても承知をしているつもりではございますが、今後の執行部の努力を御期待を申し上げつつ、また、必要の都度、こうした機会を設けて、また発言の機会をつくっていきたいというふうに考えております。

いま1つお尋ねをいたしますが、さきの水道決算の総括質疑の際に申し上げておりました大木庭地区の上水用地の活用問題、ただいま決算委員長の方からも報告があつておりましたが、まだ見通しといたしますか、管理を今どこがやっておるという程度の答弁しか出ていないようではございますが、それとの関係、十分関連をいたしますが、一般会計で管理をしておる土地、市有の土地ですね、なお、そうした状態にある土地というのがどの程度存在をするのか。重立った土地で結構だと思しますので、おおむねどの程度の数で、どの程度の面積を塩漬けとは申しませんが、活用されていない土地が、遊んでいる状態の土地がどの程度あるのか、そこら辺の調べはついておりますか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

ちょっと調べている間に、先ほどの実質公債費比率の件について、私が補足説明をいたしますが、いわゆるこれは土地改良区がいろんな土地改良事業をされて、受益者並びに土地改良区としての負担金が生じたものの返済が待っておるわけですね。それに対して年度、年度に市が補助をしていくと。市側からいけば、債務負担がそれだけあるじゃないかということで、その元金分を言われているわけです。

私は今回、こういうふうに急にルールがというか、間仕切りが変わったわけですね。これ以上はいかんとか。こういうことは数年前に言うべきだという抗議は一応国にしました。といいますのが、これは財政テクニク上、18%以上にならなくて済むようにできるんです、鹿島市の今の現状で。それはまずどういうことかといいますと、減債基金が今880,000千円ぐらいあります。これを活用して、土地改良区にも負担分が6億円なら6億円、今後の負担が、市の補助分が6億円なら6億円あるとするでしょう。これをそっくり土地改良区に今の時点で差し上げておくと。そうすれば、市の債務負担行為としては、これはみなされませんね。そうしますと、16%台でおさまるといふ我々試算を持っているんです。ところが、急にこう言われたら、そういうやり方ができないということで、いずれにしましても、減債基金が880,000千円あるということは、今回のルールでは18%を超えましたけど、中身としてはそう心配することはないと、この件に関してはですね。そういうことであります。

したがって、そういうやり方がもう公表されてしまいましたから、そういうやり方はしないで、今のやり方でいくとして、平成二十二、三年ぐらいには18%を切るというふうなことになっていくだろうという見通しを持っております。

なお、この880,000千円の減債基金につきましては、これ分はまた余裕がありますから、例えば、その年度に何らかの一般財源の必要性が何らかの分野に出てきた場合には、この880,000千円の中からその年度の起債償還分については充てて、一般財源をある程度フリーにすると、そういうふうなテクニックも頭の中に考えております。

**○議長（橋爪 敏君）**

打上財政課長。

**○財政課長（打上俊雄君）**

それでは、手元に詳しい数字としてはございませんけれども、決算書の200ページ、財産に関する調書というのがございまして、その中の200ページに普通財産という項目がございます。この普通財産というのが、今のところ鹿島市としては、行政目的以外に使用できる、極端に言えば売却ができるとか、貸し付けができる、そういうものでございますので、面積全体としては、そこに上げております土地、建物、こういったところが遊休といえれば遊休、ただ、公民館とか、そういったものに貸し付けている部分もございますので、ただ、ここに上がっている資産に関しては普通財産ですので、売却を含めて処分ができるという状況でございます。

現在、行政財産より普通財産に移管されつつあるのが住宅跡地で、例えば、長丁住宅、城内住宅、あと浜駅にあります八宿住宅ですね、そこらあたりは用途を廃止いたしまして、普通財産に移管をしております。八宿住宅につきましては、隣接しております進出企業へ駐車場としてお貸しをしております。城内住宅等については、今、売却の手続きをとっている状況でございます。そういう状況で、なるべく無駄にならないように、活用できるもの、あるいは売却できるものにつきましては積極的に売却をやっていくという、そういった方針でおります。

以上です。

**○議長（橋爪 敏君）**

12番谷口良隆君。

**○12番（谷口良隆君）**

この200ページに示されております普通財産の中でも、今、にわかにならざるにこれを合計してどうだろうという質問もちょっと今はできませんけど、そのほかに市営住宅の跡地等もあるということですので、それ相当の集約をすれば、地籍になるんじゃないかなというふうに想定をされます。ただ、眠らせて遊ばせてということだけでも費用は管理のためにかかるわけですので、経費節減に力を入れてあるように、やっぱりこうした市の持っている遊休地が生か



される政策というのも少し検討を深めていただくように、この際要望申し上げて、一応総括質疑段階としては、この程度にしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それでは、幾つか質問をしていきたいと思いますが、時間がありませんので、質問した分についての的確にお答えをいただきたいと思っております。具体的な問題でずっと質問をしていきたいと思っております。

今、財政的な問題ではいろいろ厳しい状況の説明がありましたが、その問題はこれからの大きな課題がいろいろあるなという形で私も受けとめておりますが、まず今回、黒字という形での決算になっておりますが、予算編成当時から非常に厳しい財政だということで、締めこめて財政計画がつくられて、そして、年度中途でも本当にいろんな面で締められてきたと思っておりますが、そういう中で黒字決算が出たという状況なわけですね。ということは、やはりその分が市民に対するしわ寄せが私は大いに来ていることは事実だと思っておりますが、私は確かにある程度の余裕も持たせんといかんと思っておりますが、こういう時期ですから、財政というのは十分に活用して、後にも残していかなんというようなこともあるかもわかりませんが、そういうことじゃなくて、やっぱり立てた予算については年度に十分消化できるような事業の運営をするのが本来じゃないかと思っておりますが、その点についてまずお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

今の御質問は、一般会計の黒字ということでよろしいでしょうか。はい、わかりました。

お手元の資料の主要施策の成果説明書の12ページをお開きください。

12ページで左の真ん中のあたりに平成18年度という欄がございまして、歳入総額、歳出総額ということでずっと上がっております。ここで歳入から歳出を差し引きますと、大体250,000千円の黒字ということで、こういった予算の残が残るならば有意義に使えという、そういう御指摘だと思います。

中身をずっと見ていただいて、この欄の一番下、10行目に実質単年度収支というのがございます。これが実質的な黒字額でいきますと、14,800千円程度。これは確かに歳入から歳出を差し引きますと、250,000千円の黒字になりますが、翌年度の繰越金も2億円あったりとか、それとか、翌年度へまた繰り越すべき財源とか、そういったものを相殺いたしまして、実質的な数字というのは、18年度においては14,000千円の黒字、もし、17年度から18年度の繰越金以上に、この繰越金というのはたまたまその年度、翌年度から今年度へ引き継いだ財

源ですので、その分が残っているということで、あくまでも予算は予定されていた事業を適正に執行されて、実質的な黒字というのは14,000千円程度ということで、財政課としては認識しております。ぜひこの点は御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

次に移ります。

私がかねがね職員の方たちの健康問題などを取り上げてきましたが、決算書の53ページ、これに関連してお尋ねをしたいと思います。53ページの役務費の中で職員診断料というのが上がっていますね。それから、委託料の中でも職員成人病予防検診委託料というので上がっておりますが、以前も私は職員の人たちが非常にストレスがたまるような仕事を職場でしてあって、それから、葉片手に仕事をされている人がいっぱいいるんだと。そういう中で職員の人たちの実態というのをつかむべきだということでお尋ねをしましたが、まず、お尋ねをしたいと思います。今現在、職員の中に病気療養中の人がいらっしゃいますか、休んで療養中の人。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

今現在でしょうか、病気休暇療養はですね。病気休暇というのは、現在のところは資料としては手元にありませんけれども、私が記憶しているところでは今3名というふうに思っております。そのうち1名はけがの人です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

済みません、決算でしたから、18年度ですよ。

それで、またお尋ねしますが、病院に常時通院をしながら、職務についていらっしゃる人たちの把握は常にできておりますでしょうか。以前お尋ねしたときは、それができていなかったんですよ。その後、改善されたのかどうか。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

病院に通院をしながら仕事に来ているというふうな職員の数の把握ということですが、けれども、長期休暇については把握はいたしておりますけれども、通院治療中という者についての

職員の数というのは把握いたしておりません。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

これは今初めて私に取り上げたわけじゃなくて、以前もそういうことでやっぱり職員の状況というのは把握すべきだということで意見も申し上げてきたと思います。そういう面では、今、特に人数も少なくなっていて、職場によっては過激な仕事というような形になる。なかなか休憩もとれないというような状況になることもあるわけですから、いざ何かあってからでは遅いんですね。特に私がそう申しますのは、一緒に入った同僚の方が何人も亡くなっているんですね、現職でね。そういう体験もしておりますから、余計私はそう言うわけですが、今後その辺については、また、同じようなことを言わないように、職員の人たちの健康管理というか、状況の把握というのは十分にさせていただいて、そして、その状況によっては療養すべきはしてもらいながら、万全の体調で仕事についていただくというような体制をとっていただきたいと思います。何かありましたらお答えください。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

お答えいたします。

個々の職員の病気、健康状態につきましては、それぞれの担当課長、担当部長のほうで詳細に勤務の状況、それから、休みの状況等を把握してもらっているものというふうに思っております。

それで、今後、各課長、管理職が個々の職員の当然健康状況等については時々話をしながら把握をしてもらうような形で、これまでも常々部課長会等でも話をしておりますし、今後も徹底をしていきたいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それは各課で把握しておるでしょうじゃなくて、人事担当としては、それをさらに把握すればいいわけですから、その辺の管理については十分をお願いをしたいと思います。

次に行きたいと思います。

職員の問題で今お話ししておりますので、関連というか、職員の問題で質問したいと思いますが、行革大綱の中の1ページ目に総務課の中で一般職給料の削減ということで、今すべてが財政難ということで削減をされておりますが、特にここでは「給与構造改革（人勸）が2%以上の削減効果が見込めるので、人勸の内容で実施。」ということで、年次的になって

きておりますが、私は最近のニュースを見て、職員の人たちはある程度の給与の保障は必要じゃないかと思うんですよ。と申しますのは、職員の人たちが市役所に入るときには、大体の自分たちの給与がどれくらい、収入がどれくらい、月どれくらい、年間どれくらいというような、そういうことを見込まれて入っていらっしゃると思うんですよ。だから、そういう中で、個々の職員の方たちの生活設計というのが立てられていると思いますが、今日のように、突然削減だとか、今は計画的にこうなっていくから、このくらいになるなというのはあると思いますが、こういう状況になる前からいらっしゃる職員の人たちというのは、そういうのがあったために、例えば、家の新築をしたり、子供たちを学校に出したりというようなことで財政計画も立てながら取り組んでこられたと思うんですよね。ところが、こういう状況になりますと、皆さんの中にも恐らく、おれはそういうことはないぞということを言う人ばかりじゃないと思いますがね。本当に家のローンだとか、子供を大学にやらんといかんということで無理をしなくちゃいけないという事態が出てくると思うんですよ。

今、本当に公務員の人たちの不祥事、鹿島ではまだそういうことがあっていないから幸いですが、例えば、年金の問題もそうですが、集金したのを自分の懐に入れて、それを家のローンに払っていたとか、最近ひどいものでは、福岡県では生活保護を廃止した分を実質的に廃止しないで、それを自分の懐に入れていたとか、そういう驚くようなことがあっておりますが、今日のような経済状況になりますと、どうしてもどうにもならないという事態もたくさん出る。だからといって、それをしていいわけじゃないですがね。そういうもろもろのことを考えますと、ただ単に数字的に大変だから削っていけばいいんだということじゃなくて、私はある程度の保障はしていかななくちゃいけないと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

お答えいたします。

市の職員の給与等々につきましては、御存じのとおり、我々といたしましては、人事院勧告に基づいて、それに沿って制度的には運用をさせているところでございまして、それは国の状況、それから、市、地元、いろんな企業を調査した結果の人事院勧告でありますので、それを尊重しながらやってきたところであります。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

次に移りますが、決算書の46ページ、雑入のところが多目的広場予定地使用料というのがありますが、ここはどこでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

ダムのところの丸木庭広場の用地のことです。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

これは、じゃ、どこから使用料をいただいたんですか。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

お答えします。

共同企業体現場事務所の飯場としていただいたものでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

次に移ります。55ページです。

55ページの財産管理費の中の委託料というのがあります。この件については前もちょっと申し上げたかも知れませんが、ここに横田堤除草業務委託料というのがあります。31,500円。それから、その下のほうに横田堤倒木処理業務委託料ということで、台風災害ということで上がっていますがね。これはどこに委託をされているのか、まずお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

市内の造園業者等に委託しております。市内の造園関係の業者に委託しております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

市内の造園業者の方に委託をされているということですが、その事業をされた後の検査、点検はなされていますか。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

報告していただき、また、私どもも現場を確認しております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

私の足元ですが、御近所の方もおっしゃっていますが、これまで私たちが見ていないところで済んでいるかもわかりませんが、あった形跡がない。特に台風の後です。台風の後、あそこに植えてある木が斜めに倒れました。これがずっと長い間そのままになっていたんですよ。見るに見かねた近所の人切ってくれました。切って、そこに置いておりました。しかし、これの清掃ありませんでした。切ってくれた人が焼却処分をしてくれました。しかし、それ以上手がつけられませんか、斜めになった木は今もそのままです。行ってみてください。台風の後、処理をされたというなら、その現場を確認されたのかどうか。皆さん、近所の人ボランティアでやっているんですよ。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

このとき委託をいたしましたのが、まず、鹿島小学校から横田堤へ全くばたっと倒れた木がございまして、その処理を中心に委託をいたしまして、業者の方は私どもが委託をした範囲内の業務を行われたと認識をしております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ここに横田堤と書いてあるのは、学校の横の分ですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）

じゃ、あわせてお尋ねします。その上の横田堤グラウンド——正式に何ですかね、横田堤、私たちは横田堤と言いつたから。横田に昔、堤があったんです。（発言する者あり）吹上荘のところですね。（発言する者あり）

じゃ、改めてお尋ねします。今、横田グラウンドのところの管理はどこがされていますかね。

○議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川 宏君）

横田グラウンドの管理につきましては、生涯学習課のほうでやっております。

台風被害というのは去年の13号のことでしょうか。業者のほうに倒木した分については処理をお願いしたところがございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

じゃ、業者をお願いをされて、その後、ちゃんとなっているのかどうか確認はされましたでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川 宏君）

担当職員が見に行っているはずです。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

その状況については、先ほど私が言ったとおりなんですよ。言ったとおりなんです。今、行ってみてください。それから、あそこのグラウンドも、今、グラウンドゴルフだとか、ゲートボールに皆さん利用していますが、利用している人たちが手の届く範囲で清掃したりなんかしていますが、全く手がつけられていない状況ですよ。

お尋ねしますが、じゃ、あそこの管理もどこかの造園業者かなんかに常時委託されているんでしょうか。お尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川 宏君）

常時の管理委託は行っておりません。ちょっと状況を早速、きょう終わり次第、見に行きます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

同じ意見でもう一点だけです。じゃ、台風の後、業者が処理をされたということでしたら、それに対する手数料なりなんなり、どういう形かは別としても、出されているのかどうか、そして、幾ら出されているかお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川 宏君）

申しわけありません。今、把握しておりませんので、調べさせます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

どこかをされたということがあって、私が把握していないなら、それは謝りますが、現実的にそういう状況が起きているんですよ。その点についてはよく調査していただいて、そして、もし、それがそうだとすれば問題なんですよ。だから、そういう管理には、どこに委託をするかという、そのことについてはやっぱりもう少し考えて、そういうふうにして手の届く範囲でも管理できる人がおりますから、そういう状況を考えると、いろいろしてもらいたいと思うんですよ。

ずっと以前でしたが、私、旭ヶ岡公園についても、そういうことで意見を申し上げたことがあります。やっておけばいいって、頼んでおけばいいじゃなくて、やっておった、そして、してもらったなら、後の監督はちゃんとせんといかんと。今これだけお金がもったいないとか言いながら、ないからと言いながら、いろんな形で削減しているわけですよ。一方では、全く無報酬でそういうふうにして手をつけてもらっている方もある。例えば、私が言ったように、されていなかったとしたら、これはそういう形でお金が入るところもあるわけですから、この辺についてはよく調査をしていただいて対応していただきたいと思います。

次に行きます。74ページです。

74ページは同和対策費ですね。同じ同和関係ですので、135ページとあわせて質問したいと思いますが、まずこの中に、いつも私は言っておりますが、この負担金補助及び交付金の中に各種大会出席負担金、それから、行政との懇談会負担金とかいうのがありますが、この辺の問題でまずお尋ねをしますが、各種大会負担金ということで幾つぐらいの、各種ですから複数の大会だと思っておりますが、どれくらいあるんですか。

○議長（橋爪 敏君）

関同和対策課長。

○同和対策課長（関 正和君）

お答えをいたします。

各種大会出席負担金49千円についてでございますけれども、この分につきましては、部落解放同盟佐賀県連合の2007年の新春旗開きに参加したものでございまして、7名の参加でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

じゃ、ここの書き方が、説明のやり方がおかしいんじゃないですか。各種大会といったらいろいろあると私は判断しますがね。じゃ、7名の参加の中で当事者と職員もだいたいの割合はどのようになっていますか。

○議長（橋爪 敏君）



関同和対策課長。

○同和対策課長（関 正和君）

7名の参加は、職員の7名参加の分でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

職員7名の参加だということですが、ここに職員を1団体の旗開きに7名参加をさせなくてはいけない、その根拠というのは何なのですか。

○議長（橋爪 敏君）

関同和対策課長。

○同和対策課長（関 正和君）

根拠というものはございませんけれども、一応同和対策に携わる関係職員ということで人数の指名がっておりますので、それに対する出席をしているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

じゃ、今のでもう1点お尋ねしますが、これはどこであったのか、そして、別のところであつたら旅費規程によって旅費も出されるべき問題だと思いますが、旅費も出されているのかどうかお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

関同和対策課長。

○同和対策課長（関 正和君）

負担金が7名分の49千円でございます、旅費等は出されておられません。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

本来なら、職員が結局出張でしょう。鹿島であつたんですかね。鹿島であつたなら別だと思いますが、本来なら、私は出張旅費が計算されなくてはいけないと思いますが、それはいいです。

あと、ずっと一つ一つ言ったらもうこれで終わりますからね。あと行政との懇談会負担金が80千円、全日本同和会県内会員交流研修会負担金が184千円、それから、次は九州連合会佐賀県開催負担金407千円とか、それぞれ非常に大きな金が出されております。いつも申し上げておりますが、このそれぞれの内容、成果、この点について、後で結構です。後で結構ですので、この負担金補助及び交付金については、すべて出していただくということを約束

してください。うなずいていらっしゃいますので、出していただけたと思います。

それでは、135ページも同じですね。135ページでは、ここに負担金補助及び交付金というのがありますが、ここに団体育成交付金というのがありますね。この団体育成交付金というのはどういう性質のものでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

関同和対策課長。

○同和対策課長（関 正和君）

この交付金につきましては、鹿島市のほうに社会同和教育地域の推進員さんがいらっしゃいます。今18名いらっしゃいます。その方たちの活動事業の年間の助成金として交付をしているものでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それでは、先ほどと同じように、この負担金補助及び交付金についても具体的にどういふものであって、例えば、参加者とかあれば何人、その構成員ですね、すべて出してくださいということをお願いしたいと思います。

それから、依然として変わらないのが同和団体に対する団体補助金ですが、この辺についてもいまだ改善されない。本当にわずかなお金でも全体的に今財政改革ということで削られていく中で、依然として変わっていないのが私は同和に関する予算だと思います。私は早い時期にこの終結をと訴えておりますが、そのことを意見申し上げまして、次に移りたいと思います。

次に、公害対策費、87ページです。

87ページに公害対策費ということで使用料及び賃借料ですか、こここのところで雑音とか、振動測定場所及び電源使用料ということで出されておりますが、207号バイパスが開通しまして、特に高津原地域の高い地域の雑音、振動、この問題で地域の人も何とかしてもらいたいというようなことでずっとおっしゃっています。今でもやっぱり大変です。ただ、基準に達しないとかいろんなことで、そのままの状態になっていると思いますが、こういう個々の問題について、1回そういう形で結論は下されておりますが、定期的な振動調査とか、雑音調査がなされておりますでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

されていないと思います。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

非常に正直で、されていないということではっきりおっしゃっていただきましたがね。

つい最近の新聞でもごらんになったと思いますが、207号沿線の方が裁判を起こして、ああいう結果も出ております。やっぱり本当にそこに住んでいる人たちというのはたまったもんじゃないんですよ。いつかも言ったと思いますが、うちも大分離れていますが、3時ぐらいになりますと、私の部屋のところをあけて仕事していると、騒音しますよ、やっぱり。だから、もう本当目の前の人たちというのは大変だし、特にことしのようにこんなに暑いときですから、窓をあけたいと思ってもあけられない、そういう状況の中で、心身ともにまいる状況なんですよ。ですから、これは例えば、基準に達していないから、もうせんでいいじゃなくて、定期的な振動調査とか騒音調査というのはしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（橋爪 敏君）

田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

県のほうと協議をしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

確かに207号は県の管理だと思いますが、ある面でいけば、市だって市民の暮らしを守るということが、市民が安心して生活していく状況をつくるというのも市の責務でありますから、そういう観点からの私は調査というのは、県のほうと協議をしますということじゃなくて、当然やるべき問題だと思いますが、やっぱり県にお願いをしてみますか、どうですか。

○議長（橋爪 敏君）

田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

本当に説明不足で済みません。そういう御意見を慎重に、真剣に受けとめまして、県のほうにお願いをしたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

次に、117ページです。

先ほどと同じような形ですが、都市公園費の中の委託料というのがありますね。この中に

中川・中川児童公園植栽管理業務委託料というのがありますが、これはただ単に植栽だけで  
すか。それとも、周辺の除草その他も含めての委託料になっているのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

植栽と除草作業が入っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

除草もということですが、範囲がどれくらい入っているかわかりませんが、例えば、中川  
公園と境の福祉会館ですね。あれから梅林のほう、あそこはたまには散歩されたことがあり  
ますでしょうか。業者に管理をしている以上は、もっと常時ちゃんとできるような形での、  
例えば、管理費が安いからかもわかりませんが、そういうことじゃなくて、もっと特に庁舎  
の横ですよ。一步裏に行ったら、本当に空き地、何というですか、だれもいないところ、そ  
ういう状況のところ。中川公園なんかもよくグラウンドゴルフとかでよそからも来て御利用  
になっていますが、恥ずかしいですよ。ほかの市に行ったときなんかは、本当にきれいに  
清掃作業されていますよ。除草その他ですね。だから、さっきのとも関連しますが、管理費  
をやっているなら——やっているならじゃないですが、そういう面では特に庁舎の周りでも  
ありますから、もっと行き届いた清掃をするということをやっていただきたいと思いますが、  
どうですか。

○議長（橋爪 敏君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

庁舎の関係、それから、庁舎の周辺関係については、総務部のほうで所管をしております  
ので、お答えをいたします。

業者への委託につきましては、こちらのほうで仕様書をつくりまして、そして、それに見  
合った委託料を支払うというようなことでやっております。除草作業に限って申し上げますと、年に2回程度の除草作業しかやっております。ですので、その間については、いさ  
さか見苦しいところも出てこようかと思いますが、何せまずは安くとお願いをしております  
関係で、そういったところはある程度目をつぶっていただかないといけないようなところも  
出てこようかと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

言葉が出ませんよ。目をつぶってだなんてあり得ない。年に2回の除草作業はわかりますが、見てみませんか。もう本当、落ち葉はきれいだと昔市長が言ったとき、落ち葉はきれいかどん、だんこえきれいなかと私ここで言うたことあると思いますがね。もうまさに落ち葉じゃない。年に2回ぐらいですから、たまるですよ。だから、その辺の清掃のあり方だつて、私はこの前、ここで一般質問で言いましたが、市民も一緒になってやろうじゃないかというような呼びかけとか、いろんなやり方はあると思いますが、金が先に立ちますと、どうしてもそういうことになるわけで、ただ委託をされている業者があるのに、ほかの人たちがしゃしゃり出てやるわけにもいかないわけですからね。そういう面では、年に2回の除草の委託はいいですが、常に清掃しましょうや、ほうきで。最近市役所の前のチューリップが植わっている丸いところ、前みたいになくなりましたが、本当に私たちはあそこで朝市をしておりました。余りにもでしたので、私たちはほうきを買うてきて、日曜日は掃くように心がけて取り組んだことがありますね。もう玄関先ですよ。ちょっと入とっけん、見えんけんよかばい。それじゃだめだと思います。ぜひどうしたらできるのか、お金ばやとっぎ、その範囲でやれば仕方なか、目ばつぶってくれ、これでは私は済まされたいと思います。今後、その対応策を考えていただくということをお願いします。

ちょっと1つので詰めようぎ遅うなりますので、次に行きます。

次です。決算書の81ページ、それから、成果説明書では42ページになりますね。生活保護の問題です。

生活保護の問題は、私は今回も一般質問でも取り上げてきましたが、今いろんな形で全国的にも大きな社会問題として、あり方とか出されておりますが、まず、お尋ねをしたいと思います。18年度、生活保護の相談にいらした方が何世帯、何人、申請がどれだけ出たのか、そして、認可が——認可といいますか、決定したのが何世帯、何人か。それからもう1つ、生活保護を中止した分ですね。いろんな条件があると思いますが、それが何件なのか、まずお知らせください。

○議長（橋爪 敏君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

ちょっと一度におっしゃられましたので、漏れていたら、また後でお答えをしたいと思います。まず相談件数でございますが、昨年度実績48件でございます。48世帯と御理解をいただければと思います。

それから、申請をされました方が12件でございます。それから、そのうち決定の件数が11件、1件が却下ということでございます。

それから、18年度中の廃止につきましては12件でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

個々にただいまお答えいただきましたが、まず、お尋ねをします。廃止になった方の12件の理由をそれぞれお知らせください。

○議長（橋爪 敏君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

まず、就労等により収入がふえたということの理由がお二方、それから、保護者の方が引き取りをされたという方が2世帯ということで御理解ください。それから、死亡の方が3世帯、3名ですね。それから、これは御本人さんの辞退、これは先ほど申し上げました収入増によるものというのは、増を出されたからということもございますが、御本人さんがいろいろ、これは複数理由がございますが、保護者の方が引き取られたこと等を含めて、主な理由ということで、御本人さんからの申し出の部分での辞退が4件ございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

松尾議員にちょっとお願い申し上げますけれども、全協でも申し上げましたように、委員会付託するものについては大綱質疑となっておりますので、できるだけ御協力をお願いしたいと思います。

○14番（松尾征子君）

はい。それでは、ただいま御説明いただきましたが、2006年度の鹿島市の生活保護の被保護世帯が113世帯とここに説明書に書いてあります。私が県から取ったので110になっておりましたが、生活保護の場合は何々パーミルというのであらわしますかね。これを県のほうでとったのを見ますと、県全体では0.70パーミルということで、それから、この辺の市でとってみますと7.7ということで、鹿島市は4.4ということで低いですね。ということは、鹿島市は全県的に見ても、生活レベルが高いということじゃないでしょうけど、そういうふうを受けとめていいわけですかね。

○議長（橋爪 敏君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

まず、保護率の考え方といいますか、パーミルの御説明をいたしますと、百分率はパーセントと言います。千分率、千人に何人かというふうな表現で普通パーミルという数字を生活

保護の場合は使います。

鹿島市の場合は19年、ことしの4月1日現在ということで出しますと、4.3パーミルでございます。佐賀県は7.2パーミル。ちなみに全国は11.9となっております。当然そういうことから言えば、鹿島は低いということになります。その理由についてはいろいろあるかと思えます。私たちも具体的にどうこうということで、ある程度のこうだろうというふうな想定はしておりますが、ここでそれがはっきり私たちが思っているのがそうというふうな調査もしたことがございませんので、ここでは申し上げられませんが、確かに県内的にいつでもうちのほうは低い状況にあるということは事実でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

次に、母子対策費です。昨年は乳幼児医療の助成制度というのが3歳から就学前まで半額助成をしていただきましたね。やっぱり非常に皆さんから喜ばれているという部分があります。ここで見てみますと、その分の単独事業に要する費用が4,669千円、この分が一般財源から出されている分だと理解するわけですが、例えば、あと3歳から6歳までのを全額無料にした場合に、これの倍と考えるといいわけですかね、一般財源からの補助の場合は。そういうとらえ方でいいんですかね。

○議長（橋爪 敏君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えいたします。

今の数字は主要成果説明書の中の41ページでおっしゃっていることかと思いますが、まず、ここを御説明いたしますと、4,669千円というものの中には、実は昨年の8月以降、3歳から就学前までの医療費の半額を補助するという制度を行っておりますので、実質的には半年ぐらいの経過の数字ということ、それからもう1つは、3歳の歯科医療のみを助成をそれまでしてございました。これは全額補助でございましたが、その分を合計した額が4,669千円となっております。

これは一般質問の折にもお答えをしたかと思いますが、半年分の半額補助でことしはこのくらいだったということでございますが、私たちもPRをしたつもりでございます。ただ、そこら辺にまだ申請をしておられない方もいらっしゃるかもしれませんが、これを倍した額ということじゃなく、先ほどの理屈から言えば、4倍した数字ということになるかと思いますが、それが本当にそうなのかというのは、はっきりここでは申し上げられません。

それから、1つは昨年につきましては流行性の、例えば、インフルエンザ等の病気の発生が少なかったと。ほぼなかったということで、そういうことも中身として、予算はもう少し

組んでおりましたが、結果的にはこのくらいの額でおさまったということでございますので、その辺を加味すれば、4倍よりはまだまだもう少しそれ以上かかると。先般も市長のほうからも答弁をいたしましたように、1年間様子を見てみないと、まだこの辺の状況についてはわからないということでお答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

鳥栖市は今回の議会で小学校卒業まで医療費を無料にするということが表明されておりますので、鹿島市にもぜひですね。どこでも財政的には厳しい状況であると思っておりますが、お願いをしたいと思います。

説明書に戻りますが、37ページですか。

老人福祉の分で、紙おむつ支給事業ということで、対象者28名、128千円という数字が出ておりますが、大体お一人、1日に紙おむつは幾らぐらい使うんですかね。密に介護をするか、しないかでも違ふと。基準はどうなっていますか。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

済みません、資料を持ち合わせておりませんので、後日お答えさせていただきます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

後日では話になりませんがね。と申しますのは、ここに紙おむつ支給事業ということで28名で128千円ですがね。利用されている人たちの話を聞いても、紙おむつ代が高いということで、本当に4回変えたほうがいいのを2回変えたということで、本当に不快な思いをしながら日常を過ごされているというような方もいらっしゃいますよね。そういう実態をつかんでいらっしゃると思いますが、これは支給というより補助ですね。ほんの補助程度だと思っておりますがね。私はこの数字で十分に利用者の方に対して対応ができていると思われているのかどうか。先ほど基準がなかり、それも答えられんかもわかりませんがね。ただ私は28名の方に128千円というこの数字であっては十分な対応はできていないと。ただ単にお手伝いを少しさせてもらっている程度だとしか受けとめられませんが、いかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。



この紙おむつ支給は現物を支給しております。それで、すべてこの支給した枚数で足りているということは考えておりません。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

本当に今、高齢者の家庭じゃなくても、おむつ代を出すのに非常に苦労されているというのが非常にありますので、この辺については今後の課題として意見を申しておきたいと思えます。

次に、51ページになりますが、農林水産業費の件でお尋ねをしたいと思えますが、予算編成の折にお尋ねをしたときに、認定農家が151名、施設園芸が250名ということで答弁をいただいておりますが、この1年間、ここにいろんな事業が出されておりますから、これが本当に成果を上げているなら、素晴らしい収入もあって、農家の人たちも心配ないと思えますが、この数字の動きがあっているのか、ふえているのか、減っているのか。認定農家が151名、施設園芸が250名とお答えいただいておりますがね。年度末はどう変化したでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

認定農業者につきましては、17年度が151名、18年度末におきまして163名となっております。施設園芸農家の推移については、申しわけございません、資料を持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

じゃ、次に行きます。

69ページに商工費の主な事業（続き）と書いてありますが、消費者行政ということで消費生活苦情相談ということで745,100円ということで上がっていますね。これは増加傾向にある消費者に関するトラブルに対処するため、相談を月6回行くと。市報にも掲載をしたということで載せられておりますが、大体相談件数がどれくらいあって、金額的にどれくらいの処理ができたのか、わかったらお知らせください。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

件数は、ただいま手元に持ち合わせておりません。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

これは今後の課題でもあると思いますが、今、市民の人たちが財政的に非常に厳しい状況にある大きな要因の1つが、こういう消費者、いろんな訪問販売とか、その他に対するトラブルの問題、ローンの問題とか、それから、サラ金の問題だとか、金銭に関するいろんな借入金の問題とか、そういうのがいっぱいあるわけですね。そういう面からいきますと、そのような問題をどこに相談に行ったらいいか、どう解決していったらいいかわからない人がいっぱいいらっしゃるんですね。そういう面では1番は市役所に来て、相談をするということが一番安心されるわけですが、ただ、してますよとおっしゃっても、市役所のところに来てもどこにどがん行ってよいか、だれに聞いてよいかかわからんというのがありますが、そういう状況にあると思うんです。

これはいろいろ言いませんが、私は数日前、テレビで、皆さんごらんになった方もあると思いますが、どこの市かを書きとめとったらよかったんですが、職員の方が、特別専門の職員の方がいらして、6年間で2,000件ですか、ローンとかなんかの解決の相談をなさっていると。そして、そこはただ単にその人が解決されるだけでなく、横の行政のつながりはすばらしくよくできていて、じゃ、その人たちが当面解決していくに当たって、生活が困難だと言えば、福祉のほうに行って生活保護の申請をするとか、いろんな形での連携がとられているという、そういう報道があっておりました。

それから、どこかでは税務課の人たちが、税金がなかなか入らばかりじゃなくて、じゃ、その人たちが何でそう入れられない問題があるのかということ、多重債務を持っている、じゃ、その解決方法。今、多重債務の人が相談に乗りますと、戻ってくるお金がいっぱいあるんですね。そういう相談に乗ってやって、そして、税金をもらうとか、ただ単にしょっちゅう行って、理由もなく税金ば下さい、下さいと夜中まで行って取り立て役だけのようない役割じゃなくて、そこまでして今行政がやっていますし、そういう義務づけもされてきたんじゃないかと思いますがね。私はそこまでやるなら——やるならじゃなくて、絶対やらんといかんと思いますがね。この関連で、今、議長が総括ですよという顔で見ておられますが、ちょっと御答弁ください。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

専門的な指導者を配置して、いろんな相談に乗っているというところでございまして、言葉はちょっと悪いですけど、手口も巧妙になって、非常に困っておられる方がいっぱいいらっしゃいますので、私どもの相談員、それから、県の消費生活センター、それと、場合によ

っては、いろんな各課との協議というのも出てくると思います。そういうふうにして消費者を守っていくという立場をより充実させていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ぜひそういう取り組みをしてもらいたいと思います。そこのすばらしいのは、取り組んでいらっしゃる職員じゃなくて、そういう対応をさせている市長がすばらしいからだと思っております。

次に移ります。説明書の71ページですね。

この中の観光振興事業で桜まつりということで、これは旭ヶ岡公園の桜まつりだけの取り組みが上がっていると思いますが、これは意見だけ申し上げておきますが、公園指定をされたということで一般質問でも申しましたが、ぜひそれなりの対応をしていただきたいと思います。

それから、鹿島の桜の里づくり事業、ここに対しては、18年度は蟻尾山公園に桜の木を植えたということですが、ここに「観光客の増加を図る事業として実施している。」ということですが、ここに観光客の動きがあっているのかですね。そして、それなりの宣伝もされているのかどうか、取り組みはされていますが、その点についてお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

お答えをいたします。

桜の木といったら、大体ソメイヨシノが主流だと思います。ギョイコウとかという名前の桜もあったと、これは少し紫がかかった桜でしょうか、1つはそういう四季に、もう春だけじゃなくて、少しおくれて植える桜とか、そういうのも1つ考えてみようかといって、そうしますと、お客様もそこを目的として、ああ珍しか桜の咲いとっばんというふうなことでお見えになるかなど。そういったことが1つ考え方としてありますので、その意味でも観光客の増加を図るといえるのは、そういった趣旨を踏まえていると思います。だから、もっともっと充実させていって、桜を桜の里として有効にPRしていくというのは必要だというふうに感じております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

もともと桜の里というのは旭ヶ岡公園やったと思いますが、蟻尾山に移行しつつあります

がね。両方ともそういう形で、特に以前、私たちが行政視察で11月ごろでしたかね、冬桜がいっぱい咲いているところに行ったことがあります。全国を見ますと、今おっしゃるような四季の桜の情報もあると思いますので、ぜひ市民の憩いの場として、また、観光客を呼ぶ場所としてお願いしたいと思います。

次、74ページです。

ここは、ここで言うまでもないと思いますが、なかなかできませんので言いたいと思います。地域密着型市道改良事業ということで上がっておりますが、私は以前、バイパスができたことで車の流れが変わりまして、バイパスから旭ヶ岡保育園のほうに車が入ってきて、それから、旭ヶ岡団地に入って下に出ていくという車がふえてきたということで言うたと思います。そういうときに、上からおりてきて右折をする場合に、あそこの水門ですかね、あそこはもうそんなに要らないと、地域の人もおっしゃっていましたがね。だから、あそこを少し改良して広くしてもらいたいというようなことで意見を申し上げましたが、その答弁は、庁内で検討させていただくという答弁が出ております。その後、全く何の音さたもございませんが、本当に危ないんですね、あそこは。見通しも悪いし、車もふえています。どうなっているのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

そのときは現地を見させて検討させていただきということで答えさせていただいておったと思いますが、その件は今年度計画をしております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

このまま暫時休憩します。

午後 2 時 29 分 休憩

午後 2 時 40 分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、執行部から答弁の申し出がっておりますので、これを許します。岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

先ほどの松尾議員の紙おむつの支給基準についてお答えをいたします。

まず、支給基準を申し上げます。

まず、支給対象となられる方は、介護認定の 4 または 5 の方を在宅で介護されている家族で、市民税及び所得税が非課税の方、この方に対しては、1 日当たり 4 枚を 3 カ月ごと

に360枚、それから、在宅において生活を営まれる65歳以上の方で、常時失禁状態にあられる方を介護されている世帯、そこでは、まず市民税が非課税の方は、1日当たり3枚を4カ月ごとに360枚、それから市民税が課税世帯の方、これは1日当たり2枚を6カ月ごとに360枚という基準になっております。

○議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川 宏君）

先ほどの松尾議員の横田グラウンドの木の処理についてでございますが、先ほど私勘違いしまして業者のほうに頼んだと申し上げましたが、木の処理につきましては、職員がやっております。業務委託料は出なかったということです。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

大綱質疑でやれということで御意見を言われておりますが、もうここまで来ましたので、あとわずかですので、私の方針で進めていきたいと思いますが、もうほんのあとわずかです。

生涯学習課のほうにお尋ねをしたいと思います。今、生涯学習課は月曜日が常時お休みですね、そのほか、祭日とかお正月とかのお休みの状況があるわけですが、休みのときに休みやったらちょっと子供たちとかなんとかが行く場所がないよというような、そういういろんな意見もたくさん出ているわけですね。だから、そういうときこそ使わせてもらいたいしというような意見がありますが、今後の方針として、今のままで進めていかれるのか、もっと皆さんが利用させてくれという大きな要求がありますから、その方針でやっていけるのかどうか、1つだけお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川 宏君）

エイブルの開館についてのお尋ねですが、今現在、エイブルが休んでおりますのは月曜日と年末年始のみです。祝日につきましては開館いたしております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

その年末年始なんですよ。年末年始、職員さんのいろんな問題もあると思いますが、そ

の辺は対応のやり方でいいと思いますが、特に年末年始、子供たちの行く場所がないというような声も多いわけです。それから、年末年始お休みの人も、今エイブルの図書館とかいろいろあいておったらねという声もありますから、今後検討していただけますでしょうか、その辺について。いや、絶対それはできないというのか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先ほど申しましたように、通常の日曜、祭日、こういうものについては、ほかの職員は休んでいる中で、生涯学習課、エイブルの職員は出勤をしてやってくれております。

異動調査なんかを見ますと、やっぱりはっきり、そういう日曜、祭日は休みたいのでエイブルに行きたくないというふうな、はっきり自分の意向を示す職員も少なからず書いております。そういう中で頑張ってくれておりますので、せめて私自身の今の気持ちとしては、年末と年始ぐらいはゆっくり休ませてあげたいというふうに思っておりますので、ちょっとそのあたりは、この場で100%否定するわけではありませんが、今そういう気持ちでおります。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

職員の問題もあると思いますが、市民の要求も強いわけですし、その辺は対応のやり方はいろいろあると思いますので、今後の課題にさせていただきたいと思います。

次に、国民健康保険特別会計、これは保険税が上がったりと、いろんな1年間ではありましたが、まずここでは資料の提出をひとつお願いしておきたいと思います。

18年度の滞納が271,312千円、これだけあるわけで、いつも私が申し上げております短期、それから資格短期医療保険証ですか、それから資格証明書がどれだけ発行になっているかということで、これは答弁要りませんので、後で資料を出していただきたいと思います。

それから、これは国民健康保険もそうですが、老人会計なんかもそうですが、医療費というんですかね、これが、医療費の負担はふえたにもかかわらず、全体的な支出というのは減っていますよね。減っていますが、本来ならふえるかなと思いましたが、これはどういう現象なんですかね。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

済みませんけど、どの資料を見て。（発言する者あり）改めて……。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

老人保健特別会計のところ、医療諸費というところで、18年度と17年度としたらマイナスになっていますね。（「どこ」「何ページ」と呼ぶ者あり）意見書の24ページ。ごめんなさい、あっち行きこっち行きで。もう慌てまして、総括と言われましたから。

その中の支出済額のところ、私勘違いしていたようです。医療諸費というのが、18年度と17年度としたら136,594千円減っておるわけですね。わかりました、今わかりました、大分考えましたが。

結局、これは75歳以上の方たちが3割負担になってふえたために、その分、市が少なく要ったと理解していいわけですかね。つまり、この分、市民の負担がふえたと理解すべきですかね。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えをさせていただきます。

老人保健の該当者というのは、原則75歳以上ですけれども、平成14年から漸次1歳ずつ引き上げておまして、昨年度、18年度の場合はまだ74歳の方はいらっしゃるわけですね。前年から比べれば、だんだんと対象者が減ってきているのが1つの要因としてあります。

それから、医療報酬の改定ですね。全体的に見れば3.6%ほど引き下げをしておったわけですけれども、その関係で、こういうふうに対前年比が減ってきているということで御理解いただければと思います。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

市長にお尋ねをします。

国民健康保険特別会計というのは、もう年々厳しさを増してきております。その解決についてもいろいろ考えられてきておりますが、なかなか根本的な解決はできない。一番は、国がちゃんとしたお金を出せばいいわけでしょうが。そういう中で、老人保健特別会計ができたことで、国保が少しは解消がされるかなと思ったら、それもない。どっちも財政的に厳しくなってきたわけですが、今後の取り組みとして、例えば、来年の4月から後期高齢者医療制度という仕組みができるわけですが、そのことによって、国保会計などが今まで心配されているようなことから少しでも解消される道が開けるのかどうか。その辺については難しい問題ではありますが、しかし、そういうものなら、まずそればしたっちゃまたということになれば、何のためにするとやというようなことになりかねません。その辺どうでしょう。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私も初めはそういうふう期待といたしますか、考えておりましたが、必ずそうなるのかというふう自問をした場合に、答えとしては、なかなかそうだと言いきれない部分があります。

ただ、私は老人保健特別会計から後期高齢者というものに移行したことに対して、評価する点といたしますか、それは市町村が今の国民健康保険全般にわたって保険者、つまり経営をしなければいけないわけですね。そうした場合に、例えば、高齢になればなるほど高額医療というものが発生します。それから、突発的に疾病が流行したようなときも、特に医療費が高騰します。そうした場合に、この保険者の規模が今の現行のように小さいということになりますと、非常にそういうものに左右されやすいというか、影響を受けやすい。財政的に非常に苦しい局面も出てくると。ただ、今回のように県内全体を1つの保険者にすることによって、そういう財政基盤の安定というものは図れるなというふうなところまで私自身は今検証しておりますが、これが必ず移行したこと自体によって、保険の会計的に、純粹に好影響があるかどうかということまでは、なかなか私自身も国保連合会の県の理事長をしておりますので、国保連合会の幹部ともそのあたりの議論をいたしますが、どうも明解には、ここでそうですよと言いきれるようなことでは、ちょっと今確証が持てませんですね。もう少し私自身も勉強してみたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

国の仕組みがどう変わっていくかが今境目で、非常に好転できる方向にこれから流れればいいなという気がしますが、なかなか厳しい状況だと思えます。

次に、ちょっと戻りますが、谷田工場団地で最後にしたいと思います。

意見書のところ、21ページに関連しますが、これはそれこそ大きな課題で、なかなか解決策が出ない。企業誘致の問題がずっと引っ張ってきてはおりますが、やっぱり早く、ここに分譲が早期完了できるように要望するというような意見書が出されておりますが、やっぱりどこかの時点で私は早く、用途変更してでもここの決着をつけるべきじゃないかと。もう返済もあとわずかではあるでしょうが、それにしても、私はこのままでは中途半端だし、これだけいろんな問題で財政的にも努力をしようとしている中で、もう本当にこういうのをほったらかしするというのは、ほったらかしとか言いようがないと思うんですよ。

そういう面で、例えば、今県に貸してあるわけですが、県も金がなかけん買いはきらんでしょうけど、県に、ここに買うてやんしゃいとか、いろんなあれはあると思えますが、そう



いう形で早い時期に決着をつけてもらいたいと思いますが、やっぱり企業誘致に未練がありますか。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

お答えをいたします。

この御質問は、昨年も決算のときにいただいて、市長のほうからも、用途は企業誘致にこだわるものではないと。ただ、この事業を進めるときの起債の種類、内陸型云々という起債を借った、いわゆる工業団地を造成しますよというふうな、そういった目的で借った起債の問題、それから、地元地権者の方には、工業団地をつくりますのでお譲りくださいといったそういった経過、そういうのはありますと。だから、基本は工業団地をとというふうなことです。ただし、法的に何ら規制されるものではないので、違う展開もできる可能性はあるというふうなことでございますので、こだわるつもりはあるのかとおっしゃったんですけれども、基本的には、企業を引っ張ってきたいというのが私、第一義的に考えておりまして、私はいつもここで、二、三の業者が引き合いに来ていると、本当に来ているのかというふうな御質問をいつもいただきますけれども、実は、きのうちちょっとある企業さんが現地に来ていただきまして、市長以下、トップセールスしていただきまして、我々全員で対応して見ていただきました。近いうちに返事をいただくとお思いますけれども、まずはそういった話があるうちは、そちらを優先させていただいて、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

終わりにします。

地元の人たちに企業を誘致するからとか、国が云々とか、もうこれは理由づけでしかないわけで、地元の人たちも何らかに使っていただいたほうがやっぱり安心されるわけですね。ですから、企業だっけ見に来たからうんというわけでもないでしょうが、今のような状況ですから大変だと思いますが、とにかく早い時期に決着を、来年の決算で言わんでいいように、ことしは何とかめどをつけていただくということをお願いして、終わりにします。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

これまで数回、そういうようなやりとりをしております。そのたびに、私は考えを述べているつもりです。何かよか話のあっぎ、いつでんそれは解除できる、解除いたしますという

ことを言っているわけですね。やっぱり、今の工場団地というふうに銘打ったほうが、企業誘致の話があった場合はそれを、優遇措置も受けられますし、そっちのほうで素直に対応できますが、1回工場団地というのを引っ込めてしまえば、今度は企業誘致のほうに対応できにくくなるという事情はあるんです。だから、現状のままに置いて、何かのいい話が、鹿島市にとっても、市民にとっても、利活用のあれがあれば、そのときいつでも外していいですよと、これはもう何回も言っております。それから、実高に貸していますね。これも、実は県に買うてくださいますかと言いたかわけですけど、高校再編の問題がありますので、今そのことを言い出す時期ではないというふうに思っておるわけです。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。8番福井正君。

○8番（福井 正君）

8番福井正でございます。一般会計の歳入について質問をさせていただきます。

監査意見書の4ページでございますけれども、この中で、歳入の中の市民税の固定資産税につきまして、17年度と18年度を比較しまして57,645千円減少しているという数字が載っておりますけれども、最近、マンションも建っていますし、家もあちこち建っています。なぜこれがここで減少したのかなという疑問がございますけれども、これについてお答えをお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

固定資産税が減額になったということで、この理由はということでございますけど、去年、18年は評価がえの年でございました。したがって、評価がえは3年に一遍やるわけですけど、その中で家屋の評価を、在来分を再評価というふうな形ということになりますので、これを通常の経年とあわせまして、再評価した結果、家屋の税額がおっしゃられるような額でかなり落ちたということでございます。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

家屋の評価がえということで、下がるということはわかりますけれども、現実には家屋も建っていますし、新しい家屋建っているし、マンションも建っています。それから、その評価で大幅に下がったということなのではないでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

お答えいたします。

家屋につきましては、おっしゃられるとおり、毎年200棟ぐらい増改築があって建っております。それから、大きな建物も建っております。それを含めましても、在来分を再評価した結果がこういう大幅な減額という形になっております。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

その点についてはわかりました。

次の同じ市税の歳入で、たばこ税でございます。

たばこ税は、18年度は12,766千円増加をします。これは税率がアップしたという分が寄与していることだと思いますけれども、18年度の一般質問の中で、私が市内のいわゆる卸屋さんの分は市税として入ってくるけれども、市内にある、いわゆるたばこを販売されているところ、例えば、パチンコ屋さん等ですけれども、これは、いわゆる市外の方が仕入れてそこに卸していますから、市にはしていないということで、これをどうかできませんかということで質問したことがございますけれども、この取り組みをなさいましたでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

お答えいたします。

たばこ税につきましては、確かに質問で、市内の分は市内でということであったわけですが、これが現実的に販売届という形になります。こうなりますと、本店、支店がありまして、本店系列という形で、本店が一挙に販売届出をすればそれで完了するわけですね。これをそれぞれの支店でという形での申請をされると、企業さんもかなり手間暇かかるという部分がございます。ただ、そういうことも含めながらどうかならんかという話は、私のほうも一応中ではしております。ただ、現実的にそういう実態がございますので、それぞれの企業さんに云々という形は今のところはいたしておりません。

ただ、企業誘致、そういうやつがある場合に、県が考えておるわけですが、こういう場合は、来られると条件、そういう形でたばこ等は市内の卸業者から買って、市内で売っていただきたいというそういう話までしていただくというような取り組みは、県のほうも今やっております。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

県のほうで、そういう企業に対して取り組みをされるということでございますけど、やは

り交付税も減っていますし、税収は税源移譲で少し上がっていますけれども、もう少し、財政的に一番寄与するのはたばこ税が100%収納率でございますので、ぜひこの率は上げていただくことを努力していることをお願いいたしまして、この件については終わります。

続きまして、教育費でございますけれども、給食について御質問いたしますけれども、米飯、いわゆる米については100%鹿島産を使っているということで報告が載っておりますけれども、ほかの副食類とか、あとパン類の小麦等についてはどういう状況になっているのかお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

福井議員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

一応、基本的には県内産の副食物の統計をとっております。18年度末でいきますと、県内産の副食につきましては45.9%の県内産の使用率となっております。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

45.9%、半分以下が県内産ということでございますけれども、四国のある都市では100%、その市で食材をすべて賄っているというところもございます。これについては、次の一般質問の機会をとらえまして、そのときに質問させていただきたいと思えますので、これはこれくらいにとどめておきたいと思えます。

それから、最後に、国民健康保険についてお尋ねいたします。

先ほど松尾征子議員からも質問がございましたけれども、この決算を見ましても、18年度のいわゆる赤字の分が、これはもう17年度から同じような状況が続いていますけれども、これを例えば19年度の予算で賄っていくという状況があります。国保税につきましては値上げがされまして、単年度に関しては間もなく、多分均衡するような状況になってくると思うんですね。だけど、この赤字の分というのはずっと残っていく可能性がある。以前、市長の答弁で、その分は何とか整理しなければいけないということで、これは一般会計であるかもわからないというような答弁があったと思えますけれども、将来的に見て、やはり何らかの処置をとっていかないと、いつまでもこの状態を続けるわけにはいかないとと思えますけれども、これについて再度お考えをお尋ねいたします。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

この国保会計は、各年度をよくごらんになっていただければおわかりになると思えますが、

各年度によって赤字が出た場合は、翌年度から繰り上げ充用して、それをやると。これは通常のやり方ですからね。これがずっと続いても何らおかしいことはないというふうには思っています。ただ、議会の皆さんと私お約束をしていますように、今後の値上げ分については、18年度末までの累積赤字分については、値上げという対象には私はする考えはありませんということだけは約束しておりますので、いつの段階でそうするかというのは、やっぱりいろんなタイミングも必要ですので、今からそういうタイミングも図りながら、最終的な結論を出させていただきたいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

いずれ、私もこの分は何とか解消しなければいけないと思っています。ただ、その一般会計を使うわけですから、その分、今度でも2億数千万円の分が、要するに19年度まで来ているという状況になりますと、これをいずれかの時点で解消するとなったら、それもやはり、どうしても一般会計のほうにしわ寄せが来るということも当然あります。ですから、一般会計以外の解決法があるかといったら、ないのかわかりませんが、ただ、その分をやはりほかの予算面にも十分配慮をしながらやっていただきたいということをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに質疑ございませんか。11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

中西でございます。大綱質疑をしたいと思います。

今、市長みずから認識があると思いますが、地方分権が進んでいるというのが現状であります。地方が自主独立して経営をしていく、そういう時代であろうというふうに私も認識いたします。そういう中でやはり歳入ですね、いかに歳入をふやすかということもみずからの手で経営する以上、考えなければならないと思います。

先ほど福井議員の中にありましたように、例えば、たばこ税の問題についてどう取り組んでいくのかという御質問がありました。これはやはり、市の責任として営業するなりして、税収をふやす1つの方法として取り組まなきゃいけないというふうには私は思います。当然、17年度の行財政大綱の中で、行財政改革を推進する中で、鹿島市の将来も含めて議論が過日あっております。私は、歳入という問題の中の1つとして、地方消費税の問題をお聞きしたいと思います。

現在、消費税は5%いただいておりますが、そのうちの1%相当が地方に還元されるというふうに私は聞いております。この1%の還元をされる場合、今回の決算書を見ますと、3億円ぐらいであったでしょうか、ちょっと数字は覚えていませんが、それぐらいの数字が挙

がっていたような気がいたします。やはり税収増を図っていくというのが今後の地方の経営には必要であります。

まず、地方消費税の1%という問題についてどのように把握をされておるのか、またその分がどのように鹿島市にとって貢献をしているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

御質問の趣旨を十分理解していないかわかりませんが、地方消費税交付金は、地方消費税4%掛ける100分の25、これを国が徴収し、佐賀県が県税として収入をし、あと年間の販売額とかサービス業の収入額、国勢調査の人口、あと従業員数、そういったものを総合的に指標として、その2分の1を市町村へ交付されているものであります。

それで、地方消費税交付金の一番ふやす要因は県内で買い物をやっていただく、市内で買い物をやっていただく、そういったことが一番重要でございまして、その辺の観点から、財政的にはとにかく、なるべく市民の方には市内で買い物をしていただいて、県内で買い物をいただくということになれば、当然、この地方消費税交付金がふえていくこととなります。そういった観点からのPR等も必要ではないかと思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

課長が結論を言ってしまいましたが、大体1%相当が佐賀県を通じて鹿島市のほうに交付されるというふうに私は聞いております。ですから、この税収をふやすということは、いわゆる鹿島市内においてまず買い物をしていただく。あるいは、全国チェーン店あたりで買い物をする場合には、ほとんど東京都に入ったり、福岡県に入ったりすると思っております。なるべく地場産業を育成する意味でも、やはり消費税については、地元で買い物ができるものについてはなるべく地元で消費していただく、そういう市民の認識を高める方法を、やはり鹿島市は今後地方の経営の礎にも必ずしも動いていかにやいかんだろうとそのように思います。いわゆる、武雄市内で買い物をしたら、武雄市に消費税の1%相当が入るんですよという認識、それが必要であろうというふうに思います。

佐賀県においては、「がBuyさがん運動」ということで、佐賀県民に対して、県内での消費を促進するためのキャンペーンをされました。鹿島市においても、改めてそういう仕組みになっているということで、改めてのキャンペーンをしていただきたいと思いますが、課長はそのような方向でいかにやいかんだろうというお話をされましたが、今後、どのように取り組んでいかれるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

先ほど中西議員言われました、鹿島市で買い物をしたら鹿島市にふえる、武雄市で買い物をしたら武雄市にふえるということはございません。これは佐賀県内での買い物が、それぞれの人口とか、従業員数で案分、統合して配分されますので、結果的には、佐賀県内で買い物をやっていただくことが鹿島市の収入になります。

どういった取り組みがあるか、先ほど議員言われましたように、佐賀市に行きますと旗が立っていますね、佐賀市内で買い物をしましょうと。そういったものを佐賀県と情報連携をやっていく上で、実際に佐賀県とも情報交換等をやっておりますので、この地方消費税の算定を行う基準年がはっきりしておりませんが、21年度にこの算定を行う消費の調査がございますので、21年度はとにかく県内で買い物をやっていただくという運動を佐賀県と連携をやりながらやっていく計画を、準備を今からやるところでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

18年度のそういう反省を踏まえて、今年度、19年度以降のそういう一つのキャンペーンについて、なるべく地方の財政を地方で賄えるような方策もやはり積極的に進めていかなきゃいかんだろうと、そのように私は思います。

というのは、やはり私も一般質問で申し上げておりますが、自己決定、自己責任、自己負担というこれからの地方分権自体が、地方が主力となる時代であろうというふうに認識しておりますので、自主財源をどのように確保していくかということについてもっと研究していただきたいというふうに御期待を申し上げます。

次の質問であります、今工事の入札制度が、18年度までは、いわゆる抽せん式指名競争入札であったろうと思います。ことしになってそれを廃止するというので今なっておりますが、5年間ぐらい抽せん式指名競争入札をされましたが、これを佐賀県内で唯一鹿島市だけが取り組んでいた方法でございますけれども、今回廃止になる、18年度まではやるけれども19年度からとりやめるといふ、その廃止をした原因といたしますか、施策の変更、そういうものがどこにあるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

抽せん型の入札制度については、19年度の8月から取りやめになっております。これは導

入のときからもいろいろお話があっておりましたけれども、18年度中において検討をするというようなことをこれまでも申してきたと思います。

問題点といたしましては、企業努力、事業費の積算、それをやってきたのに、抽せんで漏れるという不満というんですか、業者さんからの申し出があっておりました。これを導入されたときは、不正を防いでいくためと、話し合いをしにくくするためというようなことで、この入札制度が導入されたところでございますが、一定の成果を得たという結論と、それから業者さんたちのそういった声をくみ上げたと、そういったことで検討しました結果、今年度より中止をしたところでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

抽せん式指名競争入札については、何人かの議員のほうからもそれについての見直しをしたらどうだと。先ほど企画課長がおっしゃったようないろんな理由があって、業者のこともあるでしょうけれども、業者はあくまでも請け負業じゃないわけでございまして、請負業でございますので、そういう発注者側と請負人との平等の原則、そういうものを含めて、立場の違いはあったにしても、いわゆる請け負けにならないような、発注者側だけが権限を持つような、そういうのはいかがなものかということで、今までいろんな意見が出てきたというふうに思っております。

その中で、8月からされるということでございますが、現在の入札の価格は大体、大まかで結構でございますので、何%ぐらいで落札が行われているのか、お聞きをします。

○議長（橋爪 敏君）

出村副市長。

○副市長（出村素明君）

手元に資料がありませんので、正確には覚えておりませんが、これは業種によっても違います。土木のA級、B級、C級、あるいは電気工事と、いろいろランクがありますけれども、大体A級クラスの工事では、極端に安い場合は51%台ということもありますし、平均をすれば9割前後かなというように、今のところはっきりした数字では言えませんが、大体そういう率ではなかったかなというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

今、非常に建設業自体が、公共工事自体が少なくなったために、競争が激しくなっている。落札率全体もかなり下がってきておるといふふうに私は認識をいたします。



逆に、役所の仕事として落札率が低いということは、逆に考えれば役所の方の積算見積もりが過剰積算ではないかというような面もあろうかと思えます。そういうことで、かなり予定価格を下回った形で落札をされるというケースが多いんですね。その差額が生じてきます。その差額について、私はある委員会で、過剰積算に絡んで余りにも落札率が低いのではないかという御指摘をしたことがあります。返ってきた答えが、いや実は、役所がそれだけもうけているんですというような話がありました。私は、役所の仕事というものは、なるべく予算を通じて市内に金を回してやることだと、それが役所の仕事だと私は思います。したがって、その余った——余ったというのは失礼ですけれども、差額が出てきた金額について、どのような形で市内に還元をされようとしておるのか、お聞きをします。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

ただいまの御自身のお考えを申されましたが、私の考えはいささか中西議員と違います。私は、基本的には住民から、市民からお金を預かっている、その立場であるのが市長だというふうに思っています。したがって、最少の経費で最大の効果を上げていく、これは一番初めに私たちが基準として持つておくべき立場であります。そういう中で、業者の育成等も考えなければいけないということで、これが主客転倒した場合には、私はいい結果は生まれないというふうな考え方があります。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

落札残の話だと思いますけれども、企画課のほうによりますと実施計画ということで数年間の事業が上がってまいります。予算に応じて年間の計画を立てるわけですけれども、やりたい事業というのは各課たくさん抱えているところでございます。それを前倒しながらやっていけると。ことしじゅうやる予定のやつが、1つ繰り上げて11やれるというようなことも出てまいります。同じ課の中で繰り上げながら事業をやっていくというところでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

先ほど市長が答弁されましたが、市長が言われるのは、私から見れば、僕は予定価格が税金を使う境目だと思っていますよ。だから、それが役所の責任として予定価格を設定するわけですから、それが税金の無駄遣いにならないことの役所側の設定だと思いますよ。それは

意見が違うにしても、私はそのように思います。予定価格が役所の税金の無駄遣いにならない、それが最低線じゃないかなというふうに思っているわけですね。（発言する者あり）いや、ちょっともうよかですよ。それは（発言する者あり）いや、意見が違いますからいいですよ。

それで、1つの経験が私はあるんですが、実は防災無線を鹿島市で導入したことがあります。非常に落札金額が低かったために、かなりの予算が残ったということがあります。その際に、その当時の課長は、いわゆる予定の計画をふやして、本数をふやすことによって、事業消化をしたということもあろうかと思えます。そのように、私は市内において金を回すというのは失礼ですが、金を落とすための、それが役所の一つの仕事でもあるかなというふうに思うわけであります。

今後の入札制度が変更することによってどのような形になるか、私もちょっと現在想像できませんが、もとに戻って、一つの請負人と発注者側が平等な立場で物事が進んでいけるということになったのは非常によかったことだなと思っております。今後の運営については十分留意をされて、業者の方とも連絡をお互いとり合いながらして行ってほしいというふうに希望を申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私は予定価格というのは一つの目安でありまして、そこからやっぱり自由競争の原理が働くべきだというふうに思っております。したがって、いろんな評価の仕方もありますが、予定価格に対して100%に近いような落札率というのは何らかの作用が働いているんじゃないかというそういう判断の仕方、これは国土交通省自体も、県もそういう物の判断を一つの基準として持っているわけございまして——いや、公式にそれが言えるかどうかわかりませんが、お役人さんたちとお話をすれば、例えば、この前も国の方と話をしたら、やっぱりそういうふうな判断というのは個人的には持っていることを言われますし、私自身も安ければいいというものでは決してありません。競争原理が働いた上で、なおかつ、地元の人が頑張ってもらいたいというふうなことが私の考え方でありまして。私はやっぱり納税者の代弁者として、原則としてはこの市長という立場をとらせていただいております。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

この考え方は、いわゆる発注者と市民という立場の違いだと思うんですよ、結局は、考え方が。私は競争がどうのこうのは言っていないんですよ。予定価格が一つの、発注者側の見立てた税金の使い道の一つの基準でしょうもんということを行っているわけですから。それ

から後、競争しようが、競争しないがある。ただ、そのことについては私は言わなかった。その差額が出てきた場合にどのようなことで処理をしていくのかと。なるべく地元で、その当年度に金が市内に回るように、そのようにするのも役所の、行政の仕事ではないんですかということをお聞きしているわけですから。

私の質問は終わります。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

自由競争原理が働いて安く落札ができたとします。その安くできた分はほかの政策に回せますから、結局、市内のいろんなところにお金が落ちていくと、こういうふうになります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑はこの程度にとどめ、お諮りします。

ただいま審議中の議案第66号から議案第71号までの決算認定関係6議案については、委員会条例第6条の規定により、7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに一括付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第66号から議案第71号までの決算認定関係6議案については、7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに一括付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、松田義太君、光武学君、森田和章君、徳村博紀君、水頭喜弘君、谷口良隆君、小池幸照君、以上7名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました7名を決算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

ここで決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩いたします。

午後 3 時 36 分 休憩

午後 3 時 49 分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。委員長に小池幸照君、副委員長に徳村博紀君、以上のとおり決定いたしました。

#### 日程第 7 閉会中継続審査申出

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第 7. 閉会中継続審査申出の審議に入ります。

去る 9 月 18 日の本会議において文教厚生産業委員会に付託されました請願第 1 号 鹿島市内に病後児保育を確立する請願については、鹿島市議会会議規則第 99 条の規定により、お手元に配付のとおり、文教厚生産業委員長から議長あてに閉会中の継続審査申し出が提出されております。委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。文教厚生産業委員長水頭喜弘君。

○文教厚生産業委員長（水頭喜弘君）

文教厚生産業委員長の報告をいたします。

去る平成 19 年 9 月 18 日の本会議において、本委員会に付託されました請願第 1 号 鹿島市内に病後児保育を確立する請願については、5 月 21 日、請願者及び紹介議員の出席を求め、委員会を開催し、請願者の説明を受け、質疑を行いました。その概要を報告します。

集められた署名については、特定のところでという趣旨でいただいておりますが、現況はどうであるのか。

利用者が少なくても、必要なことであると認識している。

嬉野市在住者が優先されている実態があるのか。

当初の請願の趣旨を説明されたときは、受け入れ先を共生という内容であったと思うが、嬉野に委託しているということを踏まえて、鹿島にということ前提だが、市内での連携はとれているのか。

その後、何点かの質疑があり、終了後、請願者に退席いただき、審査をいたしました。その結果、重要案件につき、諸般の検討と慎重審査を要するという事で、全会一致で継続審査をすることに決しました。よって、鹿島市議会会議規則第 99 条の規定により、継続審査の申し入れをするものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。15 番中村雄一郎君。

○15 番（中村雄一郎君）

委員長に対して質疑を申し上げたいと思います。

今回、鹿島市内に病後児保育を確立する請願という形で提出をされたわけですが、これは議会運営委員会のときだったかと思えますけれども、来年度、20年度の予算に反映させるためにというような趣旨のことを、お話をちょっと承ったような、そういう記憶がございますけれども、継続審議になるということは、その辺の事情は重要案件ということで、鹿島市内に病後児保育を確立することに関しての議論を深めるというようなことで、その点は来年度の予算云々じゃなくて、病後児保育を確立することを期間をかけてもう少し検討していくということなのか、当初のお願いというのは、できれば来年度予算に反映をさせてというような趣旨のことがあったような気がいたしますが、その件に関してはいかがでしょうか。

**○議長（橋爪 敏君）**

水頭委員長。

**○文教厚生産業委員長（水頭喜弘君）**

中村議員にお答えします。

鹿島市内に当初いろいろありましたけれども、この署名がいろいろありまして、いろいろ質疑があった中で、署名に対しては共生に対しての署名であり、とにかく鹿島市全体の必要とされる場所の署名であったのかということいろいろ質疑いただいて、要するに、申し上げましたとおり、今言われた趣旨の中で、結局、鹿島市内に病後児保育をとということに対して、若干そのものが、署名の集まった段階では支持が弱かったということで、今言われたものに対して、結局、継続審査にしたのは、いろいろと今から問題点があると。そこに対していろいろと今から審議をして、そして、その中で鹿島市のだれがやられてもいいと。ただ、鹿島市市内に病後児保育所をつくりたいという願望のもとにその話が進んでまいりました。そういうことで、この継続審査の意味は、結局20年度の予算に何とか上げていただくような条件づくりをということで話をしましたけれども、どうしてもその点がまとまらなくて、そういうことでこういう継続審査になった次第でございます。

質問等はかなり多くは出たと思うんですけれども、その中でいろいろと読み上げればいっぱいあるんですけれども、一応そういうところで継続審査のあれでなりましたので、よろしくをお願いします。

**○議長（橋爪 敏君）**

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋爪 敏君）**

質疑終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論終わります。

採決します。文教厚生産業委員長から申し出の請願第1号 鹿島市内に病後児保育を確立する請願を閉会中の継続審査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、文教厚生産業委員長から申し出の、請願第1号 鹿島市内に病後児保育を確立する請願については、申出書のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

お諮りします。意見書第4号から意見書第5号の2件は、会議規則第36号第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、意見書第4号から意見書第5号の2件は、委員会付託を省略することに決しました。

#### 日程第8 意見書第4号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第8. 意見書第4号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して意見書（案）の朗読を求めます。9番議員水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

朗読いたします。

---

意見書第4号

#### 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書（案）

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している一方で、強引・悪質な販売方法と結びつくと高額かつ深刻な被害を引き起こす危険な道具にもなるものである。

現在、クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し、支払能力を超える大量のリフォーム工事、呉服等の次々販売が繰り返されたり、年齢・性別を問わず、クレジット契約を悪用したマルチ商法・内職商法その他の詐欺的商法の被害が絶えないところである。このようなクレジット被害は、クレジット契約を利用するがゆえに悪質な販売行為を誘発しがちとなるクレジット契約の構造的危険性から生じる病理現象であると言える。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このように深刻なクレジット被害を防止するため、平成19年2月から、クレジット被害の防止と取引適正化に向けて割賦販売法の改正に関する審議を進めており、本年秋には法改正の方向性が示される見込みにある。今回の改正においては、消費者に対し、安心・安全なクレジット契約が提供されるために、クレジット会社の責任においてクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度が必要である。

よって、本議会は国会及び政府に対し、割賦販売法改正に当たっては次の事項を実現するよう強く要請する。

#### 記

##### 1 過剰与信規制の具体化

クレジット会社が、顧客の支払能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。

##### 2 不適正与信防止義務と既払金返還責任

クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取消・解除であるときは、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。

##### 3 割賦払い要件と政令指定商品制の廃止

1～2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。

##### 4 登録制の導入

個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月28日

佐賀県鹿島市議会

内閣総理大臣 福田 康 夫 様

経済産業大臣 甘 利 明 様

衆議院議長 河 野 洋 平 様

参議院議長 江 田 五 月 様

以上、意見書（案）を提出する。

平成19年9月28日

提出者 鹿島市議会議員 水 頭 喜 弘

〃 徳 村 博 紀

〃 松 田 義 太

〃 松 本 末 治  
〃 馬 場 勉  
〃 中 西 裕 司  
〃 松 尾 征 子

鹿島市議会議長 橋 爪 敏 様

---

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。意見書第4号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、意見書第4号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第9 意見書第5号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第9. 意見書第5号 JR長崎本線存続期成会との協議再開を求める意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して意見書（案）の朗読を求めます。7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

---

意見書第5号

JR長崎本線存続期成会との協議再開を求める意見書（案）

JR長崎本線は、沿線住民の通勤、通学など生活の重要な「足」であり、先人達が苦勞して建設し残してくれた大事な財産である。また、鹿島市民にとって唯一の高速交通手段でもある。

そのJR長崎本線が九州新幹線長崎ルート建設に伴い、JR長崎本線肥前山口～諫早間



が並行在来線として J R の経営から分離されることに対し、鹿島市議会では、数回にわたり存続意見書、存続決議で鹿島市長と共に J R 長崎本線の存続を願い活動してきたところである。

平成17年6月に佐賀県と J R 長崎本線存続期成会の間で協議再開するために6項目の確認事項が結ばれ協議されてきたが、平成18年1月よりその協議がストップしている状況である。

そうした中、政府与党プロジェクト内で新幹線建設着工条件の見直し発言や古川知事の県議会一般質問における答弁で「全国的な新幹線整備と交通ネットワーク維持の方針として、新しいルールが決まれば、その決定を尊重しなければならないと考えている」との発言があった。

こうした情勢で沿線住民の不安はもとより、佐賀県民への説明責任を果たすためにも、これまでの経緯は抜きにして、6項目の確認事項の検討を含め、J R 長崎本線存続期成会との協議を早急に開催されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月28日

佐賀県鹿島市議会

佐賀県知事 古川 康 様

平成19年9月28日

提出者	鹿島市議会議員	松田 義太
	〃	松尾 勝利
	〃	松本 末治
	〃	光武 学
	〃	馬場 勉
	〃	森田 和章
	〃	徳村 博紀
	〃	福井 正
	〃	橋川 宏彰
	〃	小池 幸照
	〃	中村 雄一郎

鹿島市議会議長 橋爪 敏 様

---

○議長（橋爪 敏君）

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。意見書第5号 JR長崎本線存続期成会との協議再開を求める意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、意見書第5号は提案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。お疲れさまでした。

午後4時8分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 橋 爪 敏

会議録署名議員 7番 徳 村 博 紀

同 上 8番 福 井 正

同 上 9番 水 頭 喜 弘